

第2日目（9月2日）

○議 長（関 常幸君） 散会前に引き続き、本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は26名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者から公務のため欠席の届けが出ておりますので報告いたします。

〔午後1時30分〕

○議 長 これより、特別会計及び公営企業会計の決算認定議案の審議に入ります。各決算認定議案は委員会付託となりますので、運用内規にありますとおり、質疑は大綱質疑とし、担当委員会で付託議案の審査を行う方は、他の人に質問の機会を譲るようお願いいたします。

○議 長 日程第1、第76号議案 平成26年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第76号議案につきまして提案理由を申し上げます。

平成26年度の国民健康保険特別会計は、形式収支は黒字であるものの、支払準備基金の繰り入れ及び一般会計法定外繰入金等を控除した単年度での収支は赤字でありまして、財政的には厳しい状況でありますし、厳しい決算となったところであります。

歳入では、保険税は税率を据え置いたものの被保険者数の減少から、対前年度5.2ポイント、8,762万円の減額となりました。現年度分の収納率は95.4%でありまして、前年度比0.5ポイントの増となったところであります。支払準備基金繰入金を4,000万円、一般会計法定外繰入金を含めて1億3,000万円を繰り入れました。前年度からの繰越金は1億7,326万円でありました。

歳出では、保険給付費が被保険者数の減少から前年度に比べて2.1ポイント、7,781万円の減額となりましたが、1人当たりの給付費は増加をしているところであります。

歳入総額は59億5,819万円で、前年度比3.1%、1億9,193万円の減額、歳出総額は58億5,343万円でありまして、対前年度比2.1ポイント、1億2,342万円の減額となったところであります。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支は1億475万円の黒字決算となりました。

なお、平成26年度末の支払準備基金の残高は、327万円であります。

概要につきまして、市民生活部長に説明させますので、ご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、概要について説明をさせていただきます。資料としまして、（第76号議案～80号議案資料）平成26年度特別会計決算説明資料という、こちらのほうで説明をさせていただきたいと思っておりますので、お手元のほうにご用意をさせていただきたいと思いま

す。

それでは、資料の1ページ、歳入の款別に予算現額以下の項目を前年度決算額と比較した表になっております。表の一番右の欄、収入済額の前年度比較増減欄の主な内訳等欄に、前年度との主な増減理由が記載されております。

第1款国民健康保険税について、平成26年度と平成25年度決算を比較した比較増減欄、調定額で1億3,814万円の減となりました。内訳として、一番右の欄記載のとおり、被保険者数が793人減少したことにより、現年度分で7,409万円の減、滞納繰越分調定額については年々減少していますが、今年度も前年度比6,405万円減少いたしました。収入済額は5.2%、8,762万円の減となっています。収納率は現年度分において、前年度比0.5ポイント増の95.4%となりました。現年度収納率については、平成23年度から4年連続で前年度を上回ることができました。滞納繰越分の収入済額は、前年度比2,427万円減の9,526万円となりました。不納欠損額は、滞納者の実態調査が進んだことから、2,424万円の増となっております。収入未済額は3億3,698万円で、比較増減7,477万円減じることができました。

次に3款国庫支出金、収入済額比較増減で1,534万円の増、増額理由は次の5款前期高齢者交付金が大幅に減額したことにより、療養給付費負担金が3,367万円増加しました。

5款前期高齢者交付金9億123万円、対前年度1億1,280万円、11.1%の減です。前々年度、平成24年度になりますが、精算分が差し引かれたことが大きく響いております。

6款県支出金は、対前年度微減となっております。減額の内訳については表右欄のとおりとなっております。

8款共同事業交付金は、前年度とほぼ同額となっております。市町村からの拠出金を財源として県単位で費用負担を調整するもので、1件30万円以上のレセプトを対象とする保険財政共同安定化事業と、1件80万円以上のレセプトを対象とする高額医療費共同事業があります。

10款繰入金5億2,067万円、比較増減1億1,880万円の減、増減の内訳については表の右欄のとおりです。一般会計から初めて1億3,000万円の法定外繰入金を入れていただきました。支払準備基金の繰入金は、昨年度より3,300万円少ない4,000万円です。

その他の款に係る額、4款の療養給付費等交付金は、退職者に係る分で毎年度減額しております。

11款繰越金1億7,326万円ですが、対前年度4,472万円の減となっております。

歳入合計で59億5,819万円、対前年度比3.1%、1億9,193万円の減となっております。

それでは、めくっていただいて2ページをお願いいたします。歳出ですが、1款総務費、支出済額比較増減で728万円の減となっております。職員の給与・レセプト点検専門員賃金、共同電算処理業務委託料及び国保運営協議会の運営費となっております。

2款保健給付費、支出済額比較増減7,781万円の減、主な内訳については、表の右欄のとおりとなっております。一般被保険者数は607人の減少、給付費総額は減となっておりますが、1人当たり給付費は3.3%の増となっております。退職被保険者数は186人減少し、給付費総

額は減、1人当たり給付費も0.2%とわずかながら減となっております。

3款後期高齢者支援金等、前年度比4,105万円減の8億4,287万円でした。国保会計から社会保険診療報酬支払基金へ拠出する現役世代からの支援金となっております。

6款介護納付金、前年度比1,943万円減の4億162万円、各保険者から社会保険診療報酬支払基金への納付金であり、厚生労働省から示された数値に基づき支払ったものであります。

7款共同事業拠出金、支出済額比較増減で2,665万円の減、高額医療費共同事業拠出金及び保険財政共同安定化事業拠出金であります。

8款保健事業費5,817万円ですが、40歳から74歳までの被保険者に係る特定健診・特定保健指導及び人間ドック等の保健事業に伴う費用であります。

その他の款に係る額、一般保険者保険税還付金対前年度877万円の増ですが、この中には軽減判定算定誤りによる誤課税に係る還付金23件分264万円が含まれております。これにつきましては予備費を充当させていただきました。過年度国県補助金等返還金4,531万円の増は、過去7年間に交付された療養給付費負担金のうち、過受領分——受け取り過ぎていた分の返還金6,467万円が主な内容となっております。

歳出合計で58億5,343万円、対前年度1億2,342万円の減。歳入歳出差引額については、対前年度6,850万円減の1億475万円、全額平成27年度会計に繰り越すことといたしました。

以上で説明を終了いたします。

○議長 次に監査報告をお願いしたいと思います。監査委員から第76号議案から第80号議案までの特別会計、5会計の監査報告をここで一括で行わせていただきたい旨の申し出がありました。これを許したいと思いますのご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。それでは、監査委員の監査報告を求めます。

代表監査委員。

○代表監査委員 それでは、平成26年度南魚沼市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金の運用状況審査意見書の冊子をごらんいただきたいと思っております。

1ページをお願いしたいと思います。平成26年度南魚沼市特別会計歳入歳出決算の審査報告を行います。審査の概要ですが、審査の対象につきましては、(2)から(6)の平成26年度南魚沼市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、南魚沼市介護保険特別会計歳入歳出決算、南魚沼市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、南魚沼市城内診療所特別会計歳入歳出決算、南魚沼市下水道特別会計歳入歳出決算でございます。

審査の期間でございますが、平成27年7月14日から平成27年8月18日まででございます。審査の方法につきましては、審査に付された各会計の歳入歳出決算書、実質収支に関する調書、歳入歳出決事項別明細書が関係法令に準拠して作成されているか、計数は正確であるか及び予算は適正に執行されているかを主眼に審査いたしました。また、必要に応じ、関係職員からの内容聴取等を実施いたしました。

審査の結果でございますが、総括といたしまして、審査に付された各会計の歳入歳出決算

書、実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書は、関係法令に準拠し、計数は関係諸帳簿と符合しており、適正に作成されていたと認めました。予算の執行に関しても適正なものとして認めました。

それでは、4ページをごらんください。特別会計決算審査意見（1）国民健康保険特別会計でございます。決算額は歳入総額 59 億 5,819 万円、歳出総額 58 億 5,344 万円で、翌年度に繰り越すべき財源がないことから、実質収支額は 1 億 476 万円の黒字でございます。収入済額は 59 億 5,819 万円で、前年度より 1 億 9,193 万円、マイナス 3.1%の減、予算現額に対する割合は 96.9%、調定額に対する割合は 93.9%となっております。また、国民健康保険税の収納率は 80.5%、前年度 79.4%で、前年度より 1.1 ポイント上昇いたしました。

収入未済額は 3 億 3,699 万円で、内訳は全額国民健康保険税で、一般被保険者分が 3 億 2,578 万円、退職被保険者等分が 1,121 万円となっております。

支出済額は 58 億 5,344 万円で、前年度より 1 億 2,343 万円、マイナス 2.1%の減、予算現額に対する割合は 95.2%、不用額は 2 億 9,342 万円となっております。保険給付費 35 億 7,449 万円は支出済額の 61.1%を占めており、前年度より 7,782 万円、マイナスの 2.1%の減となりました。主な内容は療養諸費 31 億 7,222 万円、高額療養費 3 億 7,988 万円となっております。国民健康保険税の不納欠損額は 4,817 万円で、その内訳は一般被保険者分が 4,765 万円、退職被保険者等分が 51 万円で、前年度より 2,425 万円、101.4%の増となっております。いずれも地方税法の規定によるもので、やむを得ないものでありますが、債権管理については細心の注意を払って対応していただきたいと思います。

収入未済額は 3 億 3,699 万円で、前年度より 7,477 万円、マイナス 18.2%の減となりました。本年度も現年課税分から優先徴収し、滞納額を増やさない方針により、収納率のアップを図っております。また、滞納繰越分についても厳格な管理と収納確保に努めていただきたいと思います。

被保険者数については 1 万 5,556 人で、前年度より 793 人、マイナス 4.9%の減となっております。団塊世代の加入等により、年々高齢者の占める割合が大きくなってきており、その結果、1 人当たりの療養の給付額は、一般、退職合わせた金額で 20 万 1,882 円と、前年度より 5,612 円、2.9%の増となっております。国民健康保険税の税率については、平成 23 年度より現行税率で据え置いており、保険給付費が増加する中で厳しい運営が続いておりますが、日ごろの健康管理や生活習慣病の予防など、市民が主体的に取り組む健康増進についても積極的に支援をしていただきたいと思います。次に（2）番目、介護保険特別会計です。決算額は歳入総額 61 億 7,651 万円、歳出総額 60 億 8,400 万円、翌年度へ繰り越すべき財源がないことから、実質収支額は 9,251 万円の黒字でございます。収入済額は 61 億 7,651 万円で、前年度より 1 億 7,330 万円、2.9%の増、予算現額に対する割合は 99.5%、調定額に対する割合は 99.8%となっております。

収入未済額は 949 万円で、その内訳は全額介護保険料でございます。支出済額は 60 億 8,400 万円で、前年度より 2 億 2,406 万円、3.8%の増、予算現額に対する割合は 98.0%、不用額

は1億2,381万円となっております。保険給付費は56億4,380万円と、支出済額の92.8%を占めており、前年度より1億7,247万円、3.2%の増となっております。主な内訳は介護サービス等諸費50億5,361万円、特定入所者介護サービス等費2億8,727万円でございます。

介護保険料の収入済額は10億6,232万円で、収納率は98.8%、前年度98.6%、収入未済額は949万円で、内訳は現年度分が412万円、滞納繰越分が496万円となっております。

介護保険料の不納欠損額は324万円で、前年度より135万円、マイナス29.4%の減となりました。介護保険法の規定によるものでやむを得ないものですが、滞納繰越分についても厳格な管理と収納確保に努めていただきたいと思います。

年度末現在の要介護度別認定状況は、第1号被保険者3,287人、第2号被保険者80人、合わせて3,367人で、前年度より55人、1.7%の増となりました。介護サービス等の給付状況は、延べ利用者数は8万668人で、前年度より723人、0.9%の増、給付額は52億5,315万円で、前年度より1億4,037万円、2.7%の増で、延べ利用者1人当たりの給付額は、6万5,121円と、前年度より1,167円、1.8%の増となりました。

保険給付費は、高齢化の進展や施設の拡充とサービスの充実により、年々増加傾向にあり、特に介護施設、地域密着型介護施設の開設による利用者増が保険給付費増加の要因となっております。今後は団塊の世代が後期高齢者となる10年後を見据え、医療、介護、保健等が連携した地域包括ケアシステムの構築により、きめ細かな取り組みを望むものでございます。

次に(3)後期高齢者医療特別会計。決算額は歳入総額4億7,687万円、歳出総額4億6,890万円、翌年度へ繰り越すべき財源はないことから、実質収支額は797万円の黒字でございます。収入済額は4億7,687万円で、前年度より7万円の増、予算現額に対する割合は97.6%、調定額に対する割合は99.7%となっております。支出済額は4億6,890万円で、前年度より33万円の減、予算現額に対する割合は95.9%、不用額は1,989万円となっております。後期高齢者医療広域連合納付金が主であり、支出済額の96.0%を占めております。

後期高齢者保険料の不納欠損額は1万円で、高齢者の医療の確保に関する法律によるものでやむを得ないものでございます。

収入未済額132万円は、前年度より83万円の増となっております、引き続き収納確保に努めていただきたいと思います。

被保険者数は9,651人で、前年度より45人の減となりました。なお、障がい認定による被保険者は191人となっております。また、保険料の総額は3億1,620万円で、収納率は99.6%、前年度99.8%、1人当たりの保険料調定額は3万2,820円で、前年度より327円、マイナス1.0%の減となっております。

保険料軽減制度の改正により、軽減対象者が増加したため、保険料収入は減少、基盤安定負担分が増加となりました。1人当たりの医療費は毎年1%程度上昇しており、今後団塊の世代が後期高齢者となる10年後には、保険給付費が大幅に上昇するものと見込まれております。人間ドック助成、高齢者健診等の積極的な実施により、医療費の適正化に向けた対策の充実を望むものでございます。

(4) 城内診療所特別会計。決算額は、歳入総額 3 億 6,821 万円、歳出総額 3 億 5,243 万円、翌年度へ繰り越すべき財源はないことから、実質収支額は 1,578 万円の黒字となっております。

歳入不足を補填する一般会計からの繰入金は 1 億 2,919 万円となっております。

収入済額は 3 億 6,821 万円で、前年度より 4,599 万円、マイナス 11.1%の減、予算現額に対する割合は 101.7%、調定額に対する割合は 99.9%となっております。支出済額は 3 億 5,243 万円で、前年度より 3,003 万円、マイナス 7.9%の減、予算現額に対する割合は 97.3%、不用額は 976 万円となっております。

本年度の総患者数は 1 万 5,823 人で、前年度より 1,660 人、マイナス 9.5%の減となっております。内訳は入院患者数が 4,190 人で、前年度より 699 人、マイナス 14.3%の減、外来患者数は 1 万 1,633 人で、前年度より 961 人、マイナス 7.6%の減であります。

診療収入は 2 億 488 万円で、前年度より 5,617 万円、マイナス 21.5%の減となっており、また、科目別内訳については、入院収入 3,244 万円、外来収入 1 億 3,307 万円、介護保険収入 1,731 万円、その他 2,206 万円であります。平成 27 年 6 月の魚沼基幹病院開院に伴う医療再編により、原則無床化に向けた入院調整により、入院収入が大幅に減となったもので、規模は縮小されたものの、引き続き地域に貢献できる医療施設として、健全経営に努めていたきたいと思います。

(5) 下水道特別会計でございます。決算額は、歳入総額 56 億 2,162 万円、歳出総額 55 億 4,510 万円で、翌年度に繰り越すべき財源である繰越明許費繰越額 282 万円を差し引いた実質収支額は 7,370 万円の黒字でございます。

収入済額は 56 億 2,162 万円で、前年度より 1 億 4,066 万円、2.6%の増、予算現額に対する割合は 99.0%、調定額に対する割合は 98.4%となっております。支出済額は 55 億 4,510 万円で、前年度より 1 億 1,713 万円、2.2%の増、予算現額に対する割合は 97.7%、不用額は 7,815 万円となっております。

不納欠損額は、分担金 43 万円、使用料 60 万円で、合わせて 103 万円となっておりますが、地方自治法及び都市計画法の規定によるものでやむを得ないものでございます。

分担金などの収入未済額は 4,049 万円で、前年度より 205 万円、5.3%の増となりました。内訳は分担金 1,324 万円、前年度 1,310 万円、負担金 251 万円、同 322 万円、使用料 2,473 万円、同 2,212 万円であります。引き続き、厳格な債権管理と収納確保に努めていただきたいと思います。

次に、市債の本年度起債額は、17 億 210 万円、償還額は 20 億 6,924 万円、年度末残高は 314 億 6,411 万円となっております。また、公債費は 27 億 1,774 万円と、前年度より 6,647 万円、2.5%の増となり、歳出総額の 49.0%を占め、財政状況は依然として厳しい状況にあります。

市全体の下水道普及率は 97.9%、前年度が 96.4%で、前年度より 1.5 ポイント上昇いたしました。そして、現在面整備を平成 27 年度完了に向け、事業促進中でございます。

下水道普及率も年々向上し、生活環境も改善が図れております。一方では、水洗化率の向上、不明水対策、ディスポーザーの導入、さらには公営企業の経営基盤の強化や、財政マネジメントの向上などのための公営企業会計の適用など、課題も多いが、普及率 100%の早期達成を目指し、維持管理の効率化を徹底していただきたいと思っております。

なお、特別会計の決算概要詳細につきましては、43 ページ以降に記載してありますのでごらんいただきたいと思っております。以上で審査報告を終わらせていただきます。

○議 長 質疑を行います。

6 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1 点だけお願いいたします。376 ページ関連でありますけれども——こう言ってはならないのですね、大綱ですから。大ざっぱにいかなければならない——大変厳しい国保財政だという話、そしてまたこの平成 26 年度は、法定外繰入 1 億 3,000 万円と基金取り崩し 4,000 万円で何とか賄ったとそういう決算の報告を受けての、ちょっと先走るかもしれないけれどもお聞きしたいと思っております。

多分、2018 年には、この国保会計も県に移管されると思うのですが、あと今年を入れて 3 年、今年はまだ動いていますので、こういうことだと思うのです。今年の平成 27 年度も法定外繰入 5,000 万円を準備しまして、何とか数年前の国保運協の 5%以内に値上げを抑えるという線をクリアしているのですが、県に移管するまであと 2、3 年あるわけです。大変厳しい国保財政の中で今後の見通しとしては、国保運協の 5%以内に抑えるというのをこの 2、3 年何とか維持できるものかということころを、基金の積み立ても市長の話だと 300 何万円しかないということなので、そこら辺だけ 1 点お願いします。

○議 長 市長。

○市 長 その 5%以内の値上げといえますか、それでできるか否か。わかりません。わかりませんが、そのことを目標に県移管まで頑張っていかなければならないという思いではあります。

○議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 今、5%以内で上げるという、以内ならというようなこういう話ですけども、実際は、特に中間層以上の方々が今回は年間最高額 85 万円ですよね。非常に重税感を持っているかと思っております。そういった中で、国もそういうところからみて、1,700 億円からの財政支援というような形で動いているようでありましてけれども、やはり、軽減の方向を目指さなければならぬというのを私は提案しておきたいのです。

よく協会健保並みという、要するに国保は高いのだ、負担が重い、ではなくて、協会健保並みに、行く末は一本化という話も市長はたまにするわけでありまして。そういった中で、広域化したところでこれは改善される問題ではない、ということは、ではどういった支援を今後していくかということが基本になれば、要するに自営業者とか、退職者とか、無職者とか、そういう方々はますます大変になる。そして、軽減を受けられる方はまだいい方向に向いているような感じもしますけれども、中間的な、納税軽減対象者でない方々ですね、非常

に大きな負担を願わなければならないと、こういう状況は周知されているかと思うのですが、その辺をひとつ、今後の方向をどうあるべきかというふうに考えておられるかお聞きいたします。

○議 長 市長。

○市 長 ご承知のように年金関係は、全部ほとんど統一されたわけです。それはご存じでしょう。この医療保険もそういう形にもっていかなければ、とてもとてもこの国保をこのままでは私は運営できない。それは県で一本化になってもですね。そういうものだろうと思っておりますので、そういうことを申し上げております。

それから、言葉ですから、あれですけれども、私は現状維持はとにかく続けていかなければならないという思いだということをお願いしているところであります。国保の運営委員会、運協のほうから5%以内ということをお願いしております、その5%まで上げたということはないわけでありまして、ですので現状をとにかく県移管までは続けなければならないという思いはあります、ということをお願いいたします。

下げる、下げると、下げられれば下げます。下げられれば下げますけれども、まだ簡単にそういうことを申し上げられる状況ではないわけで、法定外繰入も含めて現状維持は何とか継続していきたいと、こういう思いをお願いいたします。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 国保でなくて事業主がある方々は、事業主負担というのがあるわけですね。ところがこれは事業主負担がないから、それにかわるものは何かということになると、国ということが建前になっています。けれども、国がどんどん削ってくるということになり、それをどう賄うかということになりますと、やはり私は一般会計、要するに市がその一部を賄っていかなければ、そこの方々はこういった重税感、払っていけないという状況になるのではないかと、こういうふうに私は考えているのです。

そういう点で、やはり国がこういった1,700億円からの財政支出をしているというのは、各自治体等でやられている公費負担についてをある程度認めているという状況でありますので、一歩踏み出して今度は、今までは上げないために1億3,000万円、1億円あるいは5,000万円というふうに支援をしてきたわけでありまして、下げられる方向、現に新潟市なんかは、もう膨大な高いものでも支援をして上げ幅を減らしているというような状況です。ここでは何とか支援をいただいて現状維持ということですが、その点をひとつ、もう一歩踏み出すような考え方を持っていただきたいというふうに思います。もう一度所見を伺っておきたいと思っております。

○議 長 市長。

○市 長 県に移管した後の保険料そのものが、まだまだ不確定ですけれども、とても今の現状——平均的にどうだということになれば私どものところが高いと言われておりますから、若干下がるのかもわかりませんが、これは。だけれども、今、例えば私たちが1年、2年、あるいは3年、法定外繰入を大幅に増やして保険料を下げた、例えばですよ。今度はま

た県に移管されたときに、また上がったという、そういう循環は避けなければならないという思いはものすごくありますので、そういうことを申し上げているところであります。まあ、法定外繰入も、例えば額が3億だ、4億だ、5億だなんてことになると、これは少し国保対象外の皆さん方に相当な理解をいただかなければ、当然その分どこかの政策経費を削るわけですから、難しい問題があるだろうと思っております。とにかく、上げないということのを第一目標で、状況が好転したとか、あるいは交付金的なものが増えたということになれば、これはもう下げる財源に使うということで、十分対応できるわけです。けれども、どうも軽々に下げる方向で頑張りたいということまでは申し上げられない状況だということは、ご理解いただきたいと思っております。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 国も膨れる一方の社会保障費を削る、何ていいますか、例えばこの医療費であればジェネリック医薬品の目標数値をあげているわけでありまして、あと仕組みとしてみれば、在宅医療の展開があるわけでありまして。もし、市長会あたりでこのようなことが、例えば在宅医療あたりは特にあれですけども、取り組みとしてどんなふうテーマとして掲げられているか。例がありましたら、そういうようなまたテーマとして掲げられたような実例がありましたら、教えていただきたいのですが。

○議 長 市長。

○市 長 県の市長会、あるいは北信越市長会の中で具体的にというのは、やはり国保税の高さということは、これはどこの市町村も認識をしているわけでありまして。その分について国の特段の財政支出といいますかを望むというような要望は、採択して国のほうに全国市長会を通してあげているということはありません。けれども、今、議員がおっしゃったように、具体的な何かこの部分とか、あの部分とか、そういうことについてはまだ——私は今のところ一応11年目に入りましたけれども、ちょっと記憶がございません。うちのほうの提案としても、国保税の高さゆえに、国の交付金ですか、支出金をもっとやはり増やしてもらって財政の支援を、というようなことをあげていったのは、どうもあるような気がしますがけれども、こんな程度で推移しているところであります。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶものあり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第76号議案は、社会厚生委員会に付託します。

○議 長 日程第2、第77号議案 平成26年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 第77号議案につきまして提案理由を申し上げます。この会計の主な歳入は保険料で3億1,620万円、一般会計からの繰入金1億4,747万円でありまして。主な歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金4億4,998万円でありまして。歳入総額は4億7,687万円です。

万円の増額、歳出総額は4億6,890万円で、33万円の減額となりました。実質収支は797万円の黒字決算であります。

概要につきまして、市民生活部長に説明させますので、ご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、先ほどと同じ資料の5ページのほうをお開きいただきたいと思ひます。歳入、1款保険料、保険料率につきましては、平成20年度制度発足時から変わっておりません。被保険者数は右端の欄の記載のとおり、対前年度0.5ポイント45人の減となっております。収入済額は3億1,620万円で、前年度比559万円の減となっております。低所得者の軽減判定所得の引き上げ改正に伴い、保険料収入は減少しました。歳入総額の66.3%を占めております。不納欠損額は9,000円となっております。収入未済額は131万円で、前年度比82万円の増となっております。

3款繰入金、収入済額は1億4,747万円ほどで、前年度比574万円の増額となっております。一般会計からの繰入金で、先ほど保険料で説明しました低所得者に対する保険料軽減範囲の拡大に伴う保険料補填措置によりまして、439万円増額となっております。5款諸収入、主な収入は3項の雑入で、広域連合からの負担金です。平成24年度から広域連合へ職員1名を派遣していますので、派遣職員の人件費分について広域連合が負担するものです。

その他の款に係る額の主なものは、4款の前年度繰越金756万円で、前年度より25万円少なくなっております。

歳入合計で4億7,687万円、対前年度7万円の増となっております。

次のページ、6ページをお願いいたします。歳出、1款総務費、支出済額1,828万円で、前年度比106万円の増額となっております。広域連合派遣職員1名分を含む3名分の職員給与費1,502万円が主な内容となっております。一般管理費234万円のうち、208万円が郵送費で、対前年度107万円の増となっておりますが、これにつきましては徴収に係る例年の郵送費について、一般会計で負担していた費用のうち、後期高齢者会計で負担すべき額を算定し直し負担することといたしました。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、支出済額4億4,998万円で、前年度比193万円の減となっております。徴収した保険料が減少しましたので、保険料分として対前年度627万円の減、低所得者の軽減範囲の拡大に伴う保険基盤安定負担金分は、439万円の増となっております。

3款諸支出金、前年度分以前の過誤納保険料について還付を行ったものです。予算に不足を生じ、早急に返還することが必要であったことから、予備費2万6,000円を充当させていただきました。

歳出合計で4億6,890万円、対前年度33万円の減、歳入歳出差引額については対前年度40万円増の797万円、全額平成27年度会計に繰り越すことといたしました。以上で説明を終了いたします。

○議 長 質疑を行います。

18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 この監査報告の中にあります、10 年後と特記してあるわけでありましてけれども、それを目指して医療費の軽減を図ろうということで、多分人間ドックというのが最近捉えられているわけでありまして。先ほどの国保でもそうですが、実際、ドック等で重症患者が早期発見で、かなり効果があるという感覚を持っておられるかどうか、その辺をひとつ。結果についてはなかなか公表がされていないようでありまして、この機会に聞いておきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 これは事務方のほうも、そのことがどうだということには、なかなか具体的にはわからないと思うのです。私がまだ後期高齢者ではありませんけれども、前期高齢者になりましたので実感で申し上げますと、大きな病が見つかって、早期であったから助かったという、助かったというかその後の医療がそう大きなことにならなかったということもあるかもわかりませんが、やはり、例えば少し血糖値が高いとか、あるいは運動機能がどうだとか、こうだとか、いろいろ指摘事項が出てくるわけです。それを見て、やはり自分でそれ以上進まないように、あるいは改善をするように生活習慣病的なことに気をつけたり、少しは運動をしたりと、そういう効果は私は大きくあると思っております。

ただ、人間ドックを受けた人がどうだ、受けていない人がどうだという分析はまだなかなか出ておりませんので、数字的にそうだということは申し上げられませんが、効果的には私は大きく寄与しているものだというふう感じております。

○議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 住民健診とか、特定健診とか、そういった形の中ではやはり啓蒙というのは出ます。そうした中で、特に最近ドックの助成というのが結構、昔は2万何がしというところが今は1万6,000円とか、あるいは1万円とかというように補助金がどんどん減らされてきているのではないかという感じを私は持っているのです。そうして片やドック料は上がっているというふうに見ています。ということは自己負担が増える。その効果と推進というところからすると、ちょっと逆行しているのかという感じがしますので、その辺が効果をきちんと認められるようであれば、さらに助成を増やすことによって、医療費減につながるというあたりの分析をかなりやはり徹底的にしたほうが、私はいいかという気がします。どうでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 そういう形がきちんと統計的に、あるいは数値的に示される方法を、今、我々が持っていれば、それは確かに素晴らしいことだと思います。ただ、なかなかそこまでいっていませんので、医療機関の皆さん方も含めて、相当広範囲の皆さんからご協力いただかないとちょっと難しい。例えば、今、基幹病院の関係のほうで、新大と東大でコホートをやっていただいておりますけれども、これはやはり10年、あるいは20年たった時点で、こ

うということだというのが出てくるわけであります。ドックそのものも、1年、2年で、ほら、効果があったなんてことにはならないと思うのです。ドックはご経験済みですか……聞いてはいけないのだった、失礼。結局、こういうことに気をつけなさい、この数値がちょっと高いですよ。翌年ちょっと頑張っていていたら数値が下がっていて、これは努力したかいがあったとか、そういうことが積み重なって行って、ドックを受けてきちんとそれを実施している方は、10年、15年たってもまだ健康でいたとか、そうでない方は4、5年後にはちょっと大きな病気をしたとか、そういうことがわかってくるわけです。ですので、これは行政としてそのことをきちんと調べあげていくというのは、非常に難しいことですが、研究はしてみます。研究はしてみますが、どういう方法があるか。そんなところで答弁のほうはご理解いただきたいと思っております。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 いい方法ということではありませんが、認識を改めていただきたいということで発言させていただきます。ドックの内容としましては、普通の市で行っています住民健診、それからプラスのがん検診。本来であれば市で行っている市民健診とがん検診の全項目をやれば、かなりドックに近い健診ができるということで、市としましてはそちらももちろん進めているわけです。ただ、ドックで特別な検査、例えばエコーですとか、肺機能の検査ですとか、視力、聴力というふうな付加の検診がありますので、それを求められてドックを受診されている方がおります。

後期高齢者のドックの受診者は40名程度ということですので、それらの方はふだん、ドックを受けない場合は、市の健診を受けられているということですので、市の健診でも十分検診成果はあるということです。ドックのほうはかなり自己負担が多いということですので、受診される方もその辺のことを考慮して、受診を選択していただきたいと思っております。

住民健診であれば、高齢者の方はほとんど負担なしで受けられるということですので、私もその辺のところの周知を図って、できるだけ住民健診の受診率も増やしていきたいというふうに考えております。その辺のところ、重症の患者の発見、それからがんの早期発見を図っていきたいというふうに考えております。以上です。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 私は、それはわかります。健診を重視した形で、そして心配であったらがん検診を受ける、あるいは種々の検診があるわけでありますので、それはわかります。ただ、ドックの助成というのが最近、多分言われてされていると思うのです。今、40人という話を聞きましたが、それを今やっている部分で、本当にそれなりに見つかったら、救われたというような感覚が多くあるようであれば——40人ですから調べられる、すぐデータ的にはわかるわけです。自分で受けようとした人が40人いて、その40人の方が何人が該当したと、がん検診をしたことがあるかないかぐらいのことは、それでまたデータでわかるわけですから。

そうすると、がん検診では見つからなかったけれど、ドックで見つかったと。やっぱりドックがいいんだとか、あるいはドックでなくてもわかっていたんだとか、そういうのが私

は症例として、データとしてあるわけですから、そういうのを利用することによって、ドックに力を入れていったほうがいいのか、助成金を増やしていったほうがいいのか、あるいは住民健診の啓蒙をしたほうがいいのかと、あるいはその中のメニューをどう充実していくかというあたりが、問題といたら申しわけないですが、そのドックの効果をきちんと把握して、ドックの助成という項目をもっているのかどうかというあたりです。そこをわかりますか。

今、がん検診という話はよく聞きました。私も住民健診のときにはなるべく受けようとしています。そういうことからドックというものについて、どういう軽減効果があるかというあたりは、私は探れるというふうに思いますのでどうですかと、こういう話を聞いたつもりです。ちょっと答弁が、どうしても言わなければならないというなら、聞けばまた言わなければならないと、こういう話になったわけです。

ドックが悪いとかそういうのでなくて、ドックのほうがいい傾向だということであるかないかというものを検証し、がん検診のほう、そしてきちんと住民健診のほうに力を入れて啓蒙していったほうがいいのかとか、方向を探ったらどうですか、という話をしたつもりです。以上です。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 ご提言ありがとうございます。ドックがゆえに重症な病気が見つかったという症例はもちろん探すことはできますので、ドックでなくても住民健診でも十分だということも、もちろんいえる場合もあります。その辺は検証していきたいというふうに思っております。以上です。

○議 長 決算の大綱質疑ということを念頭にお願いしたいと思います。

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっています第 77 号議案は社会厚生委員会に付託します。

○議 長 日程第 3、第 78 号議案 平成 26 年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 第 78 号議案につきまして提案理由を申し上げます。この会計の平成 26 年度分につきましては、第 5 期介護保険事業計画の最終年度にあたったところであり、歳入では、保険料は第 1 号被保険者の増加によりまして前年度比 3.5%増の 10 億 6,231 万円の決算であります。国県支出金及び一般会計繰入金等は基準による収入でありますけれども、施設整備等による保険給付費の増額に伴い、前年度比で国庫支出金が 4%、県支出金が 5.1%、一般会計繰入金が 4.7%、それぞれ増となったところであり、

歳出では、平成 24 年度から平成 25 年度にかけて、地域密着型介護施設等の施設整備が進んだことによりまして、地域密着型介護サービス給付費が前年度比 12.3%、施設介護サービ

スの給付費が1.9%の増となり、2款の保険給付費総額では、前年度比3.2%増の56億4,380万円の決算となりました。

また、地域支援事業では前年度比13.5%増の1億5,245万円の決算であります。

歳入総額が61億7,650万円、前年度比2.9%、1億7,329万円の増、歳出総額が60億8,399万円で、前年度比3.8%、2億2,405万円の増となりました。実質収支額は9,250万円であります。

概要につきまして、福祉保健部長に説明させますので、ご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 それでは、平成26年度介護保険特別会計の決算の概要につきまして、前の会計と同じように特別会計決算説明資料でご説明申し上げますので、資料の3ページをお開きいただきたいと思います。初めに歳入です。同じく各款の収入済額の欄をごらんいただきたいと思います。なお、前年度比較増減、主な内容につきましては一番右の欄をごらんください。

初めに1款保険料です。65歳以上の第1号被保険者が前年度より月平均で399人増加し、保険料の所得段階区分、9段階のうち、主に上のほうの6段階が増加したことなどによりまして、前年度より3,635万円、3.5%増の10億6,231万円となりました。なお、収納率は98.8%で、前年度より0.2%上がっており、収納への取り組みの成果が徐々にあらわれていると考えられております。介護保険法の規定によりまして、111人分、324万円ほどの不納欠損としまして、現年度分及び滞納繰越分を合わせた収入未済額は、前年度より42万円減の948万円となりました。

2段目、4款国庫支出金です。主な内訳は国庫負担金と補助金ですが、国庫負担金は施設給付費の15%、施設以外の給付費20%のルールにより算定された額で、施設整備の進展による保険給付費の増加に伴い、前年度より5,332万円、5.4%増の10億4,416万円であります。一方、国庫補助金は調整交付金及び地域支援事業交付金で、いずれもルールに基づき算定された額で、前年度より396万円、0.9%増の4億5,209万円となり、4款合計では前年度より5,728万円、4%増の14億9,625万円となりました。

その下、5款支払基金交付金は第2号被保険者の負担分で、保険給付費の29%が交付されるものであり、全体的には給付費の増に伴い、前年度より7,109万円、4.5%増の16億6,206万円となりました。内訳としまして、介護給付費分は7,635万円増となりましたが、地域支援事業分は暫定的に約60%に圧縮して交付されたことによりまして、526万円の減となっております。なお、この未交付分につきましては、本年10月に満額交付されることになっております。

その下、6款の県支出金です。主な内訳は県負担金と補助金ですが、県負担金はルールに基づく負担により介護給付費のうち、施設給付費分17.5%、施設以外の給付費分12.5%の合計額として、前年度より4,004万円、5%増の8億3,760万円となり、県補助金は地域支援

事業費に対し、ルールに基づき算定された額で、こちらも地域支援事業交付金のうち介護予防事業が減少しておりますが、包括的支援事業の増に伴い、前年度より 156 万円、6.9%増の 2,408 万円となりました。6 款合計では、前年度比 5.1%、4,160 万円増の 8 億 6,176 万円となりました。全体的な増加要因は、施設整備等による介護給付費の増加に伴うものです。

その下、8 款繰入金は、一般会計からのものと基金からの繰入金です。一般会計繰入金は保険給付費及び地域支援事業費について、それぞれルールにより算定、算出された額に、人件費及び事務費相当額を加えたもので、前年度より 3,888 万円、4.7%増の 8 億 6,716 万円であり、基金繰入金は介護給付費準備基金からの繰り入れのみですけれども、保険料等の収入に対する介護給付のほか、収支の調整が図られたことから、前年度より 7,482 万円、50.4%減の 7,350 万円の繰り入れで対応できました。以上により 8 款合計では、前年度より 3,593 万円、3.7%減の 9 億 4,066 万円となりました。

10 款諸収入は延滞金と雑入ですが、雑入の地域支援事業実費徴収金の事業ごとの増減はありますけれども、第三者納付金の皆減により 360 万円減を主な要因として、前年度より 338 万円、42.9%減の 450 万円となりました。

その下の欄、その他の款に係る額につきましては、2 款の分担金及び負担金、これは認定審査会運営費等の湯沢町負担分が 556 万円、3 款使用料及び手数料の督促手数料の収入 9 万 5,000 円、7 款財産収入の介護給付費準備基金の運用利子収入として 1 万 5,000 円、9 款繰越金の前年度繰越金で 1 億 4,326 万円の合計額となっております。総額で前年度より 627 万円増の要因は、前年度繰越金の 639 万円増によるものです。

以上、歳入合計は 61 億 7,650 万円となりまして、前年度比 2.9%、1 億 7,329 万円の増額決算となりました。

めくっていただきまして 4 ページをお願いします。歳出です。こちらは支出済額の欄をごらんいただきたいと思います。1 款総務費ですが、こちらは総務管理費、徴収費、介護認定審査会費の合計額となります。このうち総務管理費は一般職員 10 人分の人件費や事務費、介護認定審査会は一般職員 2 人及び臨時職員に係る人件費や事務費など、運営に要する費用額の合計であります。総務管理費の中の一般管理費が、前年度より 1,683 万円、23%増となりましたが、昨年 12 月の補正第 4 号でお願いしましたとおり、人事異動等に伴います人件費の増によるものです。逆に介護認定審査事務関係で、認定審査件数の減に伴います審査会実施数の減によりまして 119 万円ほど減額となっております。以上の理由によりまして 1 款合計は前年度より 1,563 万円、12.2%増の 1 億 4,361 万円となりました。

下、2 款保険給付費ですが、介護保険事業のメインとなります予防を含めた各種介護サービスに係る費用の総額です。主な内容といたしまして、1 項の介護サービス等諸費、第 5 期における地域密着型施設等の整備によりまして、前年度に引き続きまして利用者数、給付額ともに増加したことにより 1 億 1,831 万円増の 50 億 5,360 万円となりました。2 項介護予防サービス等諸費は、施設整備に伴います介護予防サービス利用者の増などにより、前年度より 2,205 万円増となっております。3 項その他諸費は介護給付費審査に要する手数料ですが、

30.6%減となっておりますし、4項高額介護サービス等費と5項の高額医療合算介護サービス等費は、それぞれ利用件数の増減によりまして、給付額合計は951万円、10.6%の増でした。次、6項の特定入所者介護サービス等費は、低所得者層の利用により前年度より2,438万円の増となっております。以上、2款保険給付費合計では、前年度比3.2%、1億7,246万円増の56億4,380万円となりました。

3款地域支援事業費は、内訳としましては介護予防事業費、包括的支援事業任意事業費でありますけれども、事業ごとの増減がありますが、従来からの介護予防事業の取り組みに加え、任意事業として家族支援事業への取り組みにより、3款合計としましては前年度より1,808万円、13.5%増の1億5,245万円の決算となっております。5款基金積立金は介護給付費準備基金に、前年度より3,957万円多い1億2,991万円を積み立てたもので、平成26年度の残高は2億1,939万円となっております。

その他の款に係る額につきましては、4款の諸支出金及び6款の予備費ですけれども、諸支出金につきましては、過年度の介護事業の精査に伴う国県補助金、負担金等の返還金の2,174万円の減が主な内容です。予備費の支出はありませんでした。

以上、歳出合計は60億8,399万円となり、前年度比3.8%、2億2,405万円の増額決算となりました。歳入歳出差引額は9,251万円となり、前年度に比べ35.4%、5,076万円の減となりました。このうち翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、実質収支も同額の9,250万円であります。以上で概要説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 5期の最終ということで、5期は施設が充実したという話ですがそれを踏まえて、6期は施設整備は、要するに施設はつくらないということが結論であったようであります。そういった中で、ここにも書いてありますが、地域包括ケアシステムということで補填していこうかと、こういうことかと思うのです。実際はそういった体制というのはかなり綿密にやれるものなのかどうか。

今、これだけの社会環境の中で、あるいは働かなければならない、昔のように在宅で、家庭に誰かがいるというような状況がなかなか大変な時代だと思うのですけれども、そういった中で在宅医療、介護になっていくだろうと。施設はもう重度の人以外は、というような形になっていくようであります。名前はすごく「包括」——包括ということは全てを賄えるというふうに聞こえるのですけれども、今そういう計画をされていて、どんなことが問題になっていくのかという感じで計画を、要するに5期を踏まえて考えていると思うのですが、ひとつその辺をお聞きしておきたいと思います。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 ご指摘のように4期、5期で施設が充実されまして、待機者はいるといいますが、本市においてはそんなに深刻な状況ではないという結論で、第6期においては施設をつくらないということです。現在の待機者も前年度より若干減少気味にありますけれ

ども、同じような形で推移しておりますが、この状況はしばらく変わらないというふうに思っています。

そこで、国のほうで方針を出してきたのは、地域支援事業、いわゆる介護予防を推進する、それから地域で見守る、地域でお年寄りをみるということです。それにはもちろん医療が必要ですし、看護師を含めた包括的な体制が必要だということになりますので、かなり厳しい状況にあることは皆さんご承知のとおりだと思います。ですが、これは介護保険の財政、それからいろいろな状況を含めまして、やれるかどうかということではなくて、やらなければ体制がとれないということです。何とかしてやらなければならないというふうに取り組んでいるところです。これはいろいろな機関の知恵を借りまして取り組んでいるところですが、医療再編がここで形になるわけですので、その力を借りて今後真剣に取り組んでいくという考えでおります。以上です。

○議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 施設が大体介護 4、5の方というふうにいわれていますけれども、それまでの間の要介護ですね、1、2、3。この方々が非常に、特にまたそれに痴呆がかかると手がかかるのですよ、私も3年ほど経験しましたけれども。そうしますと、果たしてそれを包括できるのかどうかというあたりは、非常にやはり研究が必要だと思って、私はそれを心配しているのです。大丈夫なんだよと、それだけのスタッフをそろえるんだよというような状況なのか、ひとつ。現場からの声がこれから重要だと思いますので、ぜひ、綿密な計画を立てていただきたいというふうに思って、ちょっと触れておきます。以上ですが。

○議 長 17 番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 少し外れるかもしれませんが、気になるのが審査意見にありました収入未済額。ほとんど始まった当初、平成 12 年からしばらくはゼロに近かったわけですが、1,000 万円に迫る額になってきました。こういう方々は、年齢層もありましょうし、仮に介護の必要ができてきた場合はどう対処するのか、少し聞かせてください。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 確かに当初は未済額は少なかったのですが、一時期かなり上がって、ここ数年でまた、未納者というのは下がってきておりますし、その徴収の成果だというふうには先ほど申し上げたところです。やはり、高齢化、それから経済的な事情によりましてなかなか保険料が払えなくなる方もいらっしゃると思いますので、そういった方の救済措置というものを当然考えていかなければなりません。

そういったところで、私どものほうでは、国もそういう方針ですけれども、段階ごとの軽減率というのを設けておりますし、あとは経済的困窮者につきましては、介護保険だけではなくて市のほうの福祉の対応としても、救済を考えていくと、相談にのって対応していくということで考えております。以上です。

○議 長 17 番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 心配なのは、確実になんていいますか、介護が必要になると思ったほうが

いいわけでした、私の先輩のある方に「俺は心配いらない、かからないから払いたくない」と言う人がいます。私も今、2人の年寄りを自宅でみているわけでありますが、やはり啓発というのはしっかりやっていただきたいと思っております。以上であります。答弁は結構です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第78号議案は社会厚生委員会に付託します。

○議 長 日程第4、第79号議案 平成26年度南魚沼市城内診療所特別会計決算認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 79号議案につきまして提案理由を申し上げます。この会計の歳入では診療収入が前年度比21.5%減の2億487万円、歳出では総務費が前年度比2.1%増の2億4,815万円、医業費は前年度比38.5%減の7,253万円の決算であります。

歳入総額が3億6,821万円、前年度比11.1%、4,598万円の減額、歳出総額が3億5,242万円、前年度比7.9%、3,003万円の減額となりまして、実質収支額は1,578万円であります。これは申し上げたとおり、一般会計からの繰入金で1億円も超えていた部分でありまして、その中から1,500万円ほど不用が出たということでもあります。

概要につきまして、福祉保健部長に説明させますので、ご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 それでは、概要についてご説明申し上げます。同じく特別会計決算説明資料でご説明申し上げますので、資料の7ページをごらんください。初めに歳入です。7ページ、各款の収入済額をごらんいただきたいと思います。

1款診療収入です。これは入院・外来診療及び介護保険利用のサービスによる収入、その他、検診、ドック、予防接種等による収入ですけれども、前年度より5,617万円、21.5%減の2億487万円となりました。内訳は入院収入は18.8%、752万円の減、外来収入が26.6%、4,813万円の減、介護保険収入も7%、130万円の減となっております。これは本年度からの原則無床化に向けた入院調整による入院患者総数の601人減及び外来患者数の961人減に加えまして、昨年11月からの医薬分業化、いわゆる院外処方化に伴いまして、投薬収入が減少したことによるものです。なお、不納欠損額の3万9,000円につきましては、6月議会でご報告のとおり、2人分の診療費に係るものです。収入未済額の24万円につきましては、8人の入院及び外来の診療費で、前年度よりも4万5,000円減となっております。

次、2款使用料及び手数料は、介護保険主治医意見書及び健康診断書等の手数料ですが、それぞれ件数の減により、前年度より18万7,000円減となっております。その下、3款財産収入の97万円は院外処方化に伴い、診療所で投薬しなくなった薬剤について、院外薬局等に

引き取ってもらった分の収入であります。

4款繰入金は、一般会計からの繰入金ですが、不用部分の削減に伴い、前年度より77万円減の1億2,919万円でした。

最後の欄、その他の款に係る額につきましては、5款の繰越金及び6款諸収入です。繰越金は前年度より1,016万円多い、3,173万円であり、諸収入は患者外給食費、公衆電話料、医師アパート代負担金などの収入によるもので、前年度とほぼ同額の58万円となっております。

以上、歳入合計は3億6,821万円となり、前年度比11.1%、4,598万円の減額決算となりました。

めくっていただきまして8ページをお願いします。歳出です。1款総務費は前年度と同じ正職員14人、非常勤医師及び臨時職員の人件費と診療所運営に係る一般的経費です。非常勤医師及び臨時職員に係る経費は、一部削減により減少しましたが、職員の定期昇給等による給与費及び空調設備の改修など、管理費の増により前年度より2.1%、520万円の増となっております。2款医業費は、医療用機械の取得、借り上げ、管理等に係る費用及び診療用の薬品や衛生材料に係る費用です。主に院外薬局化に伴う薬品費及び患者数の減少が影響して、前年度より4,539万円、38%減の7,253万円となりました。

その下、3款諸支出金は前年度繰越金を一般会計に3,173万円を繰り出したもので、前年度より1,015万円増となっております。

4款予備費ですが、これは支出はありませんでした。

以上、歳出合計は3億5,242万円となり、前年度比7.9%、3,003万円の減額決算となりました。歳入歳出差引額は1,578万円となり、前年度決算より1,595万円の減額となりました。このうち、翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、実質収支も同額の1,578万円あります。なお、この1,578万円は先ほどの説明のとおり、平成27年度の一般会計補正第4号により、一般会計に繰り入れを行うものです。以上で概要説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 いろいろ節減というか、機構を変えてやってきたわけではありますが、外来についての体制は、そう変わらないのではないかとというふうに私は認識していたのですが、入院を切れば、あるいは医薬を切れば、要するに薬局を切ればということで改善をしてきたということです。そういった中で、外来がかなり減っているという感じが私はするのですが、どういった理由が考えられるのか。かなり体制が、あるいは医師の数が等の、応援が減ったのかどうか、その辺をひとつお聞きします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 医師の関係ですけれども、非常勤でお願いをしている先生を、月2回の先生を1回にさせていただくとか、大きな変更ではありませんけれども、診療の状況を見てご遠慮いただいた——ご本人の都合もありますけれども、おいでいただかなくなったというこ

とが1つあります。ただ、それだけで患者数が減るということではありませんで、やはり地域の状況、それから他の病院との関係で患者数が減っているのだというふうに思っています。また、言いにくいことですが、診療の質等もありまして、ほかの医療機関を求める患者さんがあるのではないかというふうに分析しているところです。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっています第79号議案は社会厚生委員会に付託します。

○議 長 休憩といたします。休憩後の再開は3時15分といたします。

〔午後2時59分〕

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

〔午後3時15分〕

○議 長 日程第5、第80号議案 平成26年度南魚沼市下水道特別会計決算認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 第80号議案につきまして提案理由を申し上げます。この会計の平成26年度につきましては、平成25年度からの繰越予算7億410万円、これは主に国の補正分であります。これを含みまして、下水道整備事業費19億9,615万円の予算に対しまして、19億6,690万円を執行し、うち5,484万円を翌年度平成27年度に繰り越しをしております。繰越事業は9月中に完了する予定となっております。

大和地域では、浦佐、茗荷沢、雷土地区の管渠整備と長寿命化計画に基づく大和クリーンセンターの設備更新設計業務を実施いたしました。六日町地域では、君帰、欠之上、四十日新道、川窪地区などの管渠整備と、上の原浄化センターの廃止に伴います施設の改修工事を実施いたしました。塩沢地域では、一之沢、蟹沢新田、泉盛寺地区などの管渠整備を実施いたしましたところであります。

浄化槽整備事業では、13基の浄化槽整備を実施いたしました。農業集落排水事業では、家屋新築等に伴う公共汚水桝設置工事を実施したところであります。懸案でありました単体ディスポーザーの利用については、市内全域での使用が可能となり、生ごみ処理対策及び市民生活の利便性向上につながるものと期待しているところであります。また、下水道接続補助事業を実施した結果、件数は前年度比2.5倍の515件、水洗化率は前年度比3.2ポイント増となりまして、総合計画の目標値85%を超える86.0%となったところであります。

平成27年度に面整備が完了となりますけれども、引き続き農集の処理区の公共下水道編入、大和クリーンセンターの長寿命化事業及び公営企業会計への導入、この課題に対し着実に事業を進め、効率的な下水道事業運営を目指してまいりたいと思っております。

歳入総額は56億2,161万円、歳出総額55億4,510万円となりまして、差引形式収支7,651万円から翌年度繰越明許費一般財源282万円を差し引いた実質収支額は7,369万円でありま

す。

概要につきまして、企業部長に説明させますので、ご審議の上、認定を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議 長 企業部長。

○企業部長 それでは、先ほどと引き続きまして資料の9ページ、10ページをごらんいただきたいと思います。初めに9ページの歳入でございます。1款分担金及び負担金であります。これにつきましては、新規賦課件数の減によりまして、平成25年度比23.8%の減額ということになりました。収納率につきましては、現年度分が95.3%で、ほぼ平成25年度並みの数値でありましたが、滞納分につきましては平成25年度より9ポイント減となりまして、17.2%ということになりました。また、不納欠損であります。人数は5人でありまして、12件で43万円ほどでありました。

2款使用料及び手数料であります。10億2,420万円の決算額であります。事業の進捗に伴いまして水洗化が進んでいるということで、前年よりも3%伸びているということになりました。収納率であります。現年度分が98.9パーセント、滞納分が35.5%となりました。不納欠損は48人、70件で59万円ということであります。

3款であります。国庫支出金8億1,416万円の決算であります。平成25年度からの繰り越し分の収入額3億3,855万円を含み、ほぼ平成25年度並みの8億1,416万円の収入済額ということになりました。

4款県支出金であります。734万円でありまして、農集の整備事業費の県単の償還補助であります。平成26年度は農集の3処理区で、平成25年度よりも355万円減の734万円の収入済額となっております。

続きまして5款の繰入金であります。19億4,215万円の決算であります。平成25年度より1.8%減ということになりましたが、公共下水道の建設基金の繰り入れ分が3,000万円の減ということによるものでありまして、下水道の建設基金の平成26年度末の残高1,000万円ということになっております。

8款市債であります。17億210万円の決算であります。前年比11.2%、1億7,150万円の増となりました。事業債の元金の償還金と減価償却の差によりまして資金不足相当額ということで、資本費平準化債が1億2,910万円及び流域下水道の建設事業の負担金に充当する流域下水道事業債3,390万円の増によるものであります。

その他の款であります。7,448万円の決算であります。雑入の2,109万円の減につきましては、十二沢川の関連の下水道の移設補償料の減によるものであります。

めぐりまして10ページの歳出であります。1款総務費であります。2億3,574万円の決算となりました。執行内容はほぼ昨年並みとなっております。一般会計の繰出金が682万円の増となりましたが、人件費で256万円の減、消費税関係で1,629万円の減ということでありまして。

2款の施設管理費であります。1款同様に執行内容はほぼ平成25年度と同様になっており

ます。事業進捗によります管理施設の増と、流入量の増などによりまして前年比 6.7%増、6億7,954万円の決算となっております。下水道施設農集では、流域の負担金、それから管渠、マンホールポンプの管理費、修繕料などで3,458万円の増、処理場関係で1,691万円の増、それから浄化槽関係では浄化槽の保守管理の委託で398万円の増というふうになっております。

3款の下水道事業費であります。19億1,206万円の決算であります。下水道事業費の7,389万円の増につきましては、下水道の水洗化の接続補助が4,996万円、流域下水道の建設負担金2,923万円の増によるものでございます。農集では県道等の道路改良の関連の工事費の減で606万円ほど、また、浄化槽事業費につきましては、整備基数の減で1,760万円、それから六日町の京岡新田の臭気対策の事業が完了したということで3,117万円の減などによるものでございます。

4款公債費27億1,773万円の決算額であります。元金ですが平成25年度と比較をしまして5.1%の増となりまして、償還のピーク期を迎えております。元金につきましては、平成25年と比較をしまして1億69万円の増となりました。一方利子であります。平成25年度より5.0%減、金額で3,422万円の減となっております。元金については、平成29年度ごろがピークというふうに見込んでいるところでありますし、利子につきましては、今年度以降も毎年3,000万円から4,000万円程度の減少が続くというふうに見込んでいるところであります。

5款の予備費であります。予備費の充用は3件で、80万円でありました。前納報奨金が増えたというようなことでそれに充当、あるいは下水道の管渠の保険料が不足をしたというようなことで、そういったことに充当したものでございます。説明につきましては以上でございます。

○議 長 質疑を行います。

6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1点だけお願いいたします。管渠の工事ももう間もなく終わるというようなこともありまして、多分それが終わると企業会計のほうに移っていくのではないかという思いがあるのですけれども、ちょっと1款、2款の分担金、そしてまた2款の使用料等の収入未済額を見ますと、大体4,000万円ぐらいになっているのです。そして、それは平成25年度に比べると大体200万円ぐらい増えているという、多分そういう勘定になると思います。一方、使用料は前年度に比べると240万円ぐらい増えていますけれども、1年間で増えた使用料分は、1年間で収入未済額が増えているというような、そういう回り方を私の見方からしているのですけれども。

そうすると非常に企業会計に移行したときに、大変困ってくるのかという気もするのです。監査の報告にもありましたけれども、公債費は歳出総額の49%にもなっているというようなことのもろもろのことを考えると、単年度の収納率とか、そういうのを見ると非常に努力の跡がみえるのですけれども、もうそろそろその先を見据えた全体的なことを考えていかない

と、企業会計に移ったとき、移れるのかということも含めて非常に大変な状態になるのではないかと思います。その辺の考えがありましたらお願いいたします。

○議 長 企業部長。

○企業部長 企業会計につきましては、一応予定では平成 31 年度から移行するという予定で今、進んでいるところであります。その中で、今ほど話があったように、まず収入がきちんと入ってこないことには、維持費が全然出てこないというようなこととなりますので、まず一番の重点は、下水道の負担金・分担金、それから使用料、これの収納率を上げると、まずこれが一番重要なことだろうというふうに思っています。

ここ数年ちょっと、現年度分はほとんど収納率は同じですけれども、滞納繰越分が年々少なくなっていくという現状がありますので、そこを重点にとにかく収納率を上げるような方向に進みたいと、それが一番であります。とにかく収入がきちんと入ってこないことには、歳出のほうの見込みがつかないということになりますので、そういったことを重点に進んでいきたいというふうに考えております。

○議 長 12 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 2 点ほどお伺いしたいと思います。いつも下水のことでこの質問をしているわけですが、公共下水には国からつなぎ込みが、本当は 3 か年でやらなければいけないのを、遅れていても補助が出ているわけです。まともな人が結構ばかを見る補助金でありまして、そこに何かいい手立てはないかというふうに私はいつも市長に聞いているのですが、その点をお伺いします。

そして、下水の料金は上水を使った量によって決められてくるわけですが、その金額は今後変化が起きたときに下がるのかどうなのか。下水の事業も今年度で終わるということもありまして、その点をお伺いしたいと思います。

○議 長 企業部長。

○企業部長 水洗化の補助でありますけれども、平成 24 年から 3 年間というようなことで、平成 26 年度まで実施をしております。引き続き本年度も 1 年延長というような格好でやっておりますけれども、確かに平成 24 年度に始めたときにそういうふうな指摘もあつたり、市民の皆さん方からそういうふうな話もありました。けれども、国の補助金と社会資本整備総合交付金が、そういう水洗化の補助という、いわゆるハードではない部分にも充てられるということがわかりましたので、その期を逃しては、というような思いがありました。とにかく、水洗化率を上げないことには料金収入も上がらない、使用料の収入も上がらないわけですので、まずそこが一番重要だろうというような思いで平成 24 年度から実施をしたというところであります。その事業を始めるときに不利益といいますか、不公平な部分が出てくるというのは十分承知をしておりましたけれども、それよりもやはり水洗化率を上げることが優先だというふうな思いで実施をしたところであります。

それから、料金の値下げというふうなお話だろうと思っておりますけれども、今ほども言いましたように、下水道の整備が本年度で一応完了になります。そうすると市内の下水道の管渠の

延長が大体 610 キロメートル、615 キロメートルぐらいになるわけでありまして。それから処理場が 13 か所ですか、公共と農集と合わせて 13 か所。そのほかにマンホールポンプだとかいろいろな施設があります。それから流入量も増えます。そういったことを考え合わせると、今の段階で立方当たり 189 円の使用料ですけれども、その料金を下げるといような方向にはまずならないだろうと。むしろその状況だけを思えば、値上げをせざるを得ない状況だろうというふうに思っていますけれども、何とか値上げをせずに、今の料金を維持するような方向で進んでいきたいというふうに考えております。

○議 長 16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 この平成 26 年度決算を見て、使用料及び手数料と市債これで 27 億円、公債費が約 27 億円と。公債費の部分はこれでもう消えるというわけでありまして、平成 31 年に企業会計に移行するに当たって、毎年懸念をしている分については、一般会計並びに単独での起債でありますね。それを例えば、国庫支出金がゼロになったとするとなれば 8 億円ほど余計にまた入れないといけないのかという、単純に出てくるわけです。企業会計になった場合に、さらにその繰入金、あるいは起債をするということについて、この平成 26 年度決算をみて相当な数値が出てきたのではないかと思いますので、その 1 点をお伺いすると。

もう 1 つは農集を公共下水に接続ということであって、新たな下水道事業が始まるということでもあります。そうすると、国からの支援といいますか支出金もあるでしょうけれども、農集で受けていた補助金の返還という部分も出てくるわけでもあります。この辺を総合的に考えて、農業集落を公共につなぐについての事業費、特に懸念をしているのは橋でありますね、川を渡さないとならない。マンホールポンプで済む問題ではありませんので、橋に架けていくと、その部分の維持費はどうなるのかという部分の心配もあるわけでもあります。こういうところのきちんとした数値を、平成 26 年の決算を見た中で、こういうふうに考えているのだというところがあったらお聞かせ願いたい。

○議 長 企業部長。

○企業部長 平成 31 年の企業会計の移行にあたってというようなことでありますけれども、一般会計からの繰入金であります、今年度だと 19 億円という大きな数字になっています。その 19 億円のほとんどがルール分であります。ルール外については多分四、五千万円ありますけれども、19 億数千万円のうちのほとんど、九十数%がルール分であります。その分については国のほうで大きな制度改正がない限りは、あくまでもルール分ですので、一般会計から下水道のほうに入れていただけるものだというふうに思っておりますから、その分については大きな変動はあまりないのではないのかというふうに思っています。

それから、下水道の事業費ですけれども、本年度でもって面整備が終わるといような格好になりますと、次年度からは大体、平成 28 年の予測だと大体事業費でもって 13 億円ぐらいですので、本年の大体 3 分の 2 ぐらいの事業費になります。ですので、そういった格好になると、もちろんその 13 億円についても国の補助が付きましますので、その残りの 50%が起債という格好になります。ですので、全く補助金がなくなるとか、そういうようなことではありません。

補助金はそれなりに2分の1から55%というような率の補助金がつきますし、そういう事業がなければ、なかなか事業はできるものではないというふうに考えております。そういったことで何とか下水道の経営自体は公営企業会計になっても、ルール分が大きな制度改正がない限りは、やっつけられるものだというふうに今のところは思っているところであります。

それから、農集の公共への編入ということですが、農集のときの補助金の返還はありません。今までずっと国のほうと協議をしてきまして、補助金の返還がないような格好で進めるということで話がついておりますので、農業でいただいた補助金の返還はなしと。それと今回の編入に伴う事業費につきましても、国のほうの公共下水道の補助金がつきますので、2分の1の補助事業になりますので、持ち出しとしては非常に少ないものになるというふうに思っております。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 もう1点ですけれども、起債残高314億6,411万円というのが平成26年度末で。大体、50%ぐらいは国から来るのかと思っていたら、どうも40%ぐらいではないかという話も聞いたわけでありまして。この数値については50%と考えていいのか、いや40%なのかというところをちょっと教えていただきたい。

○議 長 企業部長。

○企業部長 下水道事業債の普通交付税への参入の率ということだろうと思いますが、おおむね平成26年度の交付税の算定の数字で言いますと、36%前後というような率であります。今現在、大体参入率が40%というのが平均の参入率でありまして、中には参入されないものもありますので、そのくらいの数字になるということでありまして。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 若干かぶりますけれども、私が聞きたいのは、企業会計なりに移った場合、要するに事業費がない場合、今は使用料が10億円ですよ。これが莫大に伸びるといえるのは、ちょっと考えなくていいのではないかと思います。そうした中で、基本的に起債の交付金だの、何だのというのは勘案したとして、どれぐらい市がつぎ込まなければならないかということは多分試算されていると思うのですが、それをひとつお聞きします。

片や、インフラ整備、あるいはこういった下水道がなければ、当初は水洗がなければ嫁もこないとか、若手が、とかという話があって、これは積極的に進めなければならないという話できたのですが、そうした中でネックになってくるのが使用料あるいは水道料です。要するに、インフラはインフラとしても、基本的な生活の部分にどれだけお金がかかるかということが、今度はこれから市が頑張ってください定住の問題、ここに住み続けられるかという問題がそこに出てくるわけでありまして。いかに下げられるかというのがなければ、先ほどの答弁であると、これは困ったことだというふうに私は思うのです。

使用料というのは、当時水道料金を基準にして、当時180円、190円の時代でしたので、この下水道が使用開始になったときに、使用料というのは高いところに設定しているのが堀之内だということで、大和の場合は堀之内を基本にして180円そこそこということで決めた

わけですが、それが当時高い水道料だったのです。今、また水道料がどんと上がっているわけです。そうして今の話でいくとどんどん使用料を上げなければ会計がおっつかないというようなことが本当だとしますと、これは大変なことだというふうに思います。

参考に言いますけれども、今、魚沼市と南魚沼市の差というのはそこに出てくるわけです。ですから、そういった生活はどこでできるかという選択もしていかなければならないような状況が、今、大和地域では起きているわけですので、その辺をひとつしっかり勘案した中で、今後のこの負担、料金ですね、考えていってもらわなければならないというふうに感じますが、その辺をどういう——かけたのだから仕方がない、負担はしてもらわなければならないと、こういう状況なのか、ひとつお聞きします。

○議 長 企業部長。

○企業部長 下水道の使用料の件でありますけれども、先ほど私が言いましたように、下水道の施設が事業が進むにしたがって増えていく。それで流入量も増えるという状況を見ると、今の下水道の料金も値上げをせざるを得ないような状況になるのかなというふうには思いますが、値上げをせずに、今の 189 円の料金を値上げせずにできるだけいきたいというふうに先ほど話をしたつもりであります。多分、値上げをすれば非常に下水道事業の経営自体はよくなるだろうというふうには思いますが、なかなか値上げができる状況ではないと。水道料も同じですけれども、値上げができる状況ではないということは重々わかっておりますので、そういう方向で進みたいということであります。

それから、一般会計からの持ち出しはどのくらいなのだというところでありますけれども、一応原則として公営企業会計になれば、あくまでも独自採算でありますので、一般会計からの持ち出しといいますか、繰入金になりますけれども、それについてはあくまでもルール分が基本だというふうに考えております。どうしてもやむを得なくなれば、そのルール外というのをある程度は入れてもらわなければいけないのかもしれませんが、あくまでもルール分が基本であるというふうな認識でおります。

○議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 どういう計算からそういうふうになるのかわかりませんが、私はかなり足りなくなるのではないかと。使用料で今 10 億円でしょう。今現在だけでもパンクしている状況ですよ。それで、先ほどの答弁で 36%前後、40%ということになる。6割を賄うなら何で賄うかと、こういう話になるわけですから。そこで市長がこれから考える中で、いや、大丈夫なんだよ、というのであるのか。私は大丈夫ではないというふうに捉えますので、そういった中で、政策的に、要するに本当はこれに耐えられるような経済力を市民が持っていけばいいのです。どんどんベースアップしていくような形の社会をつくれれば一番いいのです。ところが、それが不可能というふうに捉えると、何らかの支援をしなければならないと、こういうことをここの辺からきちんと考えてやっていただかないと、何ぞやという話になりますので、そこを市長としてみればどういうふうに考えているのか、ひとつ伺っておきたいというふうに思います。

○議 長 市長。

○市 長 下水、上水ともに高いということは、私も十分承知をしているわけですが、水道のときにもよく申し上げておりますように、今ここで一般会計からどんどん繰り入れをして、そして料金の値を下げていくという選択肢はまだとれない状況だと私は思っております。経営の改善をいろいろ進めているわけでありまして。水道のほうも、この8月から——水道の答弁ではありませんので申しわけありませんが、料金の徴収関係は全部委託をして、人件費で相当の節約になるとかいろいろなことを考えてやっておりますが、どうしても——これは国保も同じです。どうしてもこれではなかなか生活そのものが成り立たないというような状況が、もう数年後、例えば3年後、4年後に見えたとすれば、それは何らかの手はきちんと打たなければならないということです。けれども、企業会計に移るのは平成31年ですから、この間、今、水道のほうもビジョンをつくっておりますし、下水も当然そこに移る以前に、そういう根本的な財政の部分も試算をしてやっていかなければならないわけでありまして。そのときにきちんと考えていこうということでありまして、今ここで下げるとか、あるいは上げるとか、こういうことはまだ申し上げられる状況ではありませんけれども、気持ちは当然同じでありまして、高いということは十分理解をしているということだけのご理解いただきたいと思いますと思っております。

○岡村雅夫君 終わります。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第80号議案は、産業建設委員会に付託します。

○議 長 日程第6、第81号議案 平成26年度南魚沼市水道事業会計決算認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 第81号議案につきましてご説明を申し上げます。消費税抜きの決算値で申し上げます。平成26年度から公営企業会計制度の改正がございまして、決算値及び財政指標値などにおきまして、単純な前年比較ができません。今回の制度改正によりまして、全国の水道事業でようやく統一した会計基準による決算比較・経営分析等が可能となるところであります。

初めに、収益的収入及び支出についてであります。料金収入では、4月からの消費税率改定について、税込み料金を据え置きとして市民への負担増を行わなかったことから、前年度比6,281万円の減額であります。このうち消費税の影響額が4,180万円、給水人口の減少が2,100万円と大体推計をしております。

他会計補助金、高料金対策分が主であります。これでは1億4,041万円の減額であります。会計制度の改正によりまして長期前受金戻入2億5,239万円の皆増、東京電力賠償金が2,146万円の増額となりました。支出では、施設維持管理費及び事務費はほぼ前年並みの決

算でありましたが、この会計制度改正によりまして、減価償却費が2億3,145万円の皆増、賞与及び退職給付引当金、貸倒引当金などが4,416万円、これも皆増であります。収入合計では21億6,984万円、支出合計で20億6,302万円となりまして、収益的収支の差し引きでは1億681万円の純利益となったところであります。

次に資本的収入及び支出について、ご説明申し上げます。支出では、建設改良費の老朽配水池更新及び他事業関連の配水管布設がえ、これらで前年度比1億9,773万円の増額であります。収入でも企業債で2億550万円の増額、補償金及び国庫補助金等でも4,728万円の増額となりました。資本的支出に対し、資本的収入が不足する額8億7,871万円、これは税込みであります。これについては、過年度損益勘定留保資金等で補填をし、決算を調製したところであります。

概要につきまして、水道事業管理者に説明させますので、ご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 水道事業管理者。

○水道事業管理者 それでは、第81号議案について説明を申し上げます。初めに決算書の1ページから4ページまでにつきましては、税込みの数値になっております。それから、5ページ以降につきましては、消費税抜きの数値でありますので、そのようにお願いをしたいと思います。

初めに1ページ、2ページの収益的収支であります。消費税が入った数字になりますけれども、収入であります。22億9,279万円の収入済額になりました。営業収益では、料金収納の減によりまして、平成25年度と比較をしまして1.7%の減となっております。営業外収益では一般会計からの繰入金で1億4,041万円の減であります。制度改正によりまして、長期前受金の戻入が2億5,239万円ほど新規計上となりましたので、前年度比と比較をしまして31.9%の増となりました。

支出であります。21億4,935万円あります。営業費用では制度改正によりまして、減価償却費で2億3,145万円の増となりまして、前年度比16.1%の増、営業外費用では企業債の利息が2,508万円ほどの減となりまして、6.1%の減となりました。特別損失ですが制度改正によりまして、人件費等の引当金が新規計上となりまして、前年度比3,531万円ほどの増額となっております。

めぐりまして3ページ、4ページをごらんいただきたいと思っております。資本的収支であります。収入であります。9億5,911万円の収入済額となりました。企業債では2億550万円の増、繰入金では毎年若干ずつ少なくなっておりますが、前年比669万円の減、分担金及び補償金で1,396万円の増、国庫補助金で3,331万円の増などで、収入合計では前年度比34.5%の大きな伸びとなったところであります。

支出であります。18億3,783万円あります。平成25年度からの繰り越しが1億4,294万円もありまして、建設改良費で2億650万円の増ということで、支出合計では前年度比13.8%の増となりました。これで収入、支出の差し引きで、収入不足額8億7,871万円は、

損益勘定留保資金等で補填をしたものでございます。

5ページをお開きいただきたいと思います。損益計算書であります。損益計算書、消費税抜きの数値になります。本業であります営業収支であります。みなし償却制度の廃止によりまして、減価償却費が大きく増額となったことによりまして、9,949万円の営業損失となっているところであります。経常収支では、一般会計繰入金1億4,041万円ほどが減額となりましたが、長期前受金の戻入額で2億5,239万円が新規計上となりましたので、1億4,291万円の経常利益となったものでございます。制度改正によります引当金等の新規計上によります3,610万円の特別損失を差し引きすると、平成26年度の純利益は1億681万円となり、この1億681万円にみなし償却制度廃止による影響額、その他未処分利益剰余金変動額1億484万円を加え、さらに前年度繰越利益剰余金を加えた平成26年度の未処分利益剰余金につきましては、11億3,639万円となるものでございます。

7ページ、8ページの剰余金計算書をお開きいただきたいと思います。制度改正によりまして大きな額の変動となっております。資本金であります。中段の借入資本金が表示区分変更によりまして131億7,271万円の皆減、剰余金ではみなし償却制度廃止によります表示区分変更によりまして、資本剰余金がゼロということで皆減となっております。資本合計では、借入資本金及び資本剰余金の表示区分変更によりまして、257億8,947万円の減となりまして、平成26年度末の資本合計の残高であります。125億5,149万円となるものでございます。下の表であります。剰余金の処分の計算書であります。平成26年度中の剰余金の処分は行いませんでした。

引き続きまして9ページから11ページをお開きいただきたいと思います。貸借対照表であります。まず、資産の部であります。1番の固定資産では制度改正によりまして、昨年度までの資本剰余金中、過去の償却相当分を今回一括計上するという事で、減価償却費の累計が大きく増えているということになっております。有形固定資産合計では、前年度比58億932万円の減、同様に無形の固定資産の合計でも、10億9,415万円の減、有形無形の合計で69億347万円の減となりまして、合計で298億1,282万円となっております。流動資産では、現金預金の3億6,796万円の増ということによりまして、前年度比1億8,698万円増の21億1,524万円となっております。

負債の部であります。固定負債は企業債、退職給付引当金の新規計上などで、113億5,929万円の増、流動負債では、企業債の平成27年度分の償還金や人件費等の引当金の新規計上によりまして、12億5,600万円の増というふうになっております。

それから、繰延収益では従前の資本剰余金からの振替額118億9,680万円から、補助金等の取得資産中の償却済額と、みなし償却制度によりまして、過去償却を据え置きとしていた額の合計額54億3,912万円を差し引いた未償却分に相当する繰延収益合計は、64億5,767万円となるものでございます。

資本の部であります。資本剰余金及び借入資本金が表示区分変更により、皆減となっております。広域水道建設のため、旧3町が出資した資本金113億5,410万円に、剰余金11億

9,739万円の合計で125億5,149万円となっております。

以上、制度改正によりまして決算値が大きく変動しておりますが、資産合計と負債資本合計はいずれも319億2,806万円で一致をしているものでございます。

12ページをお開きいただきたいと思えます。キャッシュ・フローであります。本業のキャッシュ量を図る業務キャッシュ・フローにつきましては、10億8,755万円ということになっております。それに対しまして、事業の維持資金や資金調達、あるいは返済などの投資及び財務キャッシュ・フローの合計が7億1,959万円となり、差引当期資金増加額は3億6,796万円となっております。期末の資金残高は15億5,136万円で、9ページの流動資産中の現金預金額と一致をするものでございます。

13ページ、14ページであります。注記表であります。今回の決算書作成に当たりまして、制度改正による新たな決算値の計上方法などについて記載をしてありますので、後ほど見ていただきたいというふうに思えます。16ページ以降につきましては、事業報告書ということで、16ページから22ページまでが本決算に関連する報告資料、23ページ以降が事項別明細となっておりますので、後ほどごらんいただければというふうに思えます。説明は以上でございます。

○議 長 次に監査委員の監査報告を求めます。

代表監査委員。

○代表監査委員 それでは、平成26年度南魚沼市公営企業会計決算審査の報告を行います。審査の対象につきましては、平成26年度南魚沼市水道事業会計決算でございます。

審査の期間ですが、平成27年6月12日から平成27年8月18日まででございます。審査の方法につきましては、審査は各事業会計の決算書類が関係法令に準拠して作成されているか否か、並びに各企業の経営成績及び財政状況を適正に表示しているかどうかを検証するとともに、その経営の内容を分析いたしました。

審査に当たっては決算書類と会計諸帳簿、証書類との試査、照合及び関係職員からの説明を聴取して審査を実施いたしました。

審査の結果でございますが、審査に付された水道事業会計の決算書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、かつ計数は水道事業会計の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認めました。

2ページ目をごらんいただきたいと思えます。審査意見といたしまして、1水道事業会計、業務関係では、将来を見据えて2つの試みがなされたところであります。1つは水道施設の将来的な更新事業を算定するための取り組みとして、アセットマネジメント、資産管理を実施したことです。これは当初設備の維持管理に相当額が必要であることから、このたび、長期的視野に基づき、必要最小限の経費で施設の効率的な運用を図る目的で行ったものであります。2つ目は、平成23年新潟・福島豪雨災害による浄水機能の低下により大規模な断水が発生したことから、地下水等を利用した緊急水源の整備を進めており、平成26年度では塩沢地域の旧上田水源の再利用と畔地浄水場内に削井を実施したことであります。近づく施設の

更新期を迎え、どのような方向性をもって進むかを選択しなければならない時期にきているものと思慮されます。

工事関係では、老朽化した荒山配水池建設及び船ヶ沢高区配水池増設を行いました。また、簡易水道等施設整備費（生活基盤近代化事業）国庫補助事業により、栃窪地区老朽管更新事業、清水地区配水池建設及び管路工事を実施し、さらに専用水道地域であった君沢地区で管路工事を実施して上水道の普及促進を図りました。いずれも他事業と同時施工によりコストの縮減を図っております。

利用概況につきましては、平成27年3月末現在の給水人口は5万7,916人で、前年度より508人の減、給水件数は2万3,490件で、前年度より64件の増となっております。水道普及率については97.8%と、前年度より0.3ポイント上昇し、わずかながら改善が図られました。年間有収水量は647万2,238立方メートルで、前年度比98.7%となりました。有収率は77.9%で、前年度より1.7ポイント低下しました。給水人口の減少と、節水機器の普及により、今後も有収水量の減少が続くものと思われます。

(2) 経営状況でございますが、事業損益を見ると、事業収益21億6,984万円、事業費用20億6,303万円で、1億681万円の当年度純利益となりました。これに前年度繰越利益剰余金9億2,473万円と、その他未処分利益剰余金変動額1億485万円を加えた当年度未処分利益剰余金は、11億3,639万円となります。

今年度の給水収益は15億7,332万円で、有収水量の減少により、前年度より6,282万円の減収となりました。収益のうち一般会計からの補助金、高料金対策、水源開発、広域化対策等の繰入金等は2億3,538万円で、前年度より1億4,042万円の減となりました。今後も高料金対策分の減少や、水源開発、広域化等の大規模投資事業分の企業債の償還が進んだことにより、繰入金総額は減少が続くものと思われます。また、福祉減免制度に対する補助金、基準外繰入金ですが、これは住民福祉の向上に寄与することを目的としていることから、当制度が継続している間、軽減となる料金相当分の繰り入れは必要であります。高料金の最大の要因である企業債、当初施設の設備、建設に係る企業債ですが、この元利償還金は、元金12億8,528万円、利息3億2,834万円、合計16億1,361万円で、本業の主な収益である給水収益が15億7,332万円であることから、給水収益を4,029万円上回っております。事業経営は依然厳しい状況となっております。したがって、資金は一般会計からの繰入金及び企業債残高が減少することを前提に、本年度も資本費平準化債の借入れを行うことで確保に努めております。

収益に関する比率を見ると、総費用に対する総収益の割合で、経営活動の成果をあらわす総収支比率は105.2%、前年度114.7%、営業収支比率は94.1%、同114.2%と、いずれも前年度と比べて低下しております。この要因は、会計基準の見直しによるもののほか、給水収益の減少、一般会計補助金等の減少によるものであります。

次に資金繰りに関する比率を見ると、短期債務の支払い能力や資産の流動性を見る流動比率は、138.7%、前年度715.2%、当座資金と流動負債を対比する当座比率は、110.8%、同

495.1%、当座資金の調達運用が円滑であることを示す現金預金比率は、101.7%、同 439.0% となっております。数値については、主に会計基準の見直しにより変動したものであります。前年度の比較はちょっと難しいものであります。

(3) 結び。当年度決算で大きく変わった点は、会計基準の見直しに伴い、損益計算書及び貸借対照表の内容が大幅に変わったこととございます。このことにより、先ほどもお話したとおり、前年度との数値比較は難しいものであります。今後は発生主義の徹底により、本来認識しなければならない収益、費用を発生時点で全て計上することにより、実態に即した損益構造が明らかになることです。そもそも当市の水道事業の基本的な問題は、当初建設時の過大設備が原因であり、それに伴う企業債償還が高料金の最大の要因となっております。健全な水道事業の運営を図るには、給水収益の増加、経費削減はもとより、一般会計の繰入金及び資本費平準化債を活用して、資金の確保を図る必要があります。今後は水道料金の引き下げ等も視野に入れた中で、事業の方向性を決め実行願いたいと思います。近年、自然災害が多発しておりますが、引き続き安心安全な水の供給に万全を尽くしていただきたいと思っております。

なお、詳細については、6 ページ以降、40 ページまでに記載してありますので参照願いたいと思います。以上で報告を終わります。

○議 長 質疑を行います。16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 今回の監査委員の話聞いていて、平成 26 年の決算を見て非常に心配なことが 3 点ほど出てきました。1 番目は有収率 77.9%、昨年 1.7%落ちて、要するに漏水対策でありますよね。毎年、非常に漏水対策を——当初見込んでいた漏水対策がどの程度実施されて、効果があったのかというところをお伺いしたい。

それと未収金であります。現年度分が 5,400 万円、繰越分 6,100 万円、いよいよ 1 億円を突破したと、未収金ですね。未収金対策について平成 26 年度はどうであったのか。

もう 1 つは老朽管更新です。管路更新です。毎年 8,000 メートル以上はやらなければならないという中で、非常に厳しいやりくりの中で管路更新というのは計画されたわけでありませうけれども、その管路更新については平成 26 年度決算のほうではどうであったのかという 3 点をお伺いします。

○議 長 水道事業管理者。

○水道事業管理者 まず、有収率でありますけれども、有収率については非常に本年度は率が下がりました。これは非常に心配なことで、今、水道の配水量が大体、水道の配水量から有収水量を引きますと、大体 180 万トンぐらいが無効水量といいますか、そういった水量ですけれども、そのうち、漏水によるものと思われるものが大体 140 万トンぐらいであります。その数字をできるだけ少なくしていかなければいけないということで、職員が総出で、夜間作業で漏水の調査をして、もし、それで漏水が見つければ修繕をしていくというようなことをやっております。けれども、なかなか市内が広くて、全てに職員が毎晩出てやるというわけにはいきませんので、本年度以降、平成 27 年度以降は業者のほうに委託をして、ある

程度重点的に漏水調査をして、重点的に漏水の場所の修繕をしていこうということで計画をしているものであります。今のところはまだ、すぐ有収率が上がるというような格好にはなりませんけれども、少しずつそういった格好で有収率を上げるようにしていきたいというふうに思っております。

未収金でありますけれども、未収金の中の料金収入につきましては、ほぼ3分の1近くが大口のもの2件で、大きな数字を占めております。そこについては、いずれももうほとんど収入のあまり見込みがつかないというような格好になっております。再度、大口の未収の分についてきちんと資産調査をした上で、どうしても見込めないということであれば、ある程度債権放棄等もしていかないと、いつまでも全く入る見込みがないものを収入といいますか、流動資産のほうにあげておくということも、非常に数字的にはまずいことです。そういったようなことも含めながら進めていきたいというふうに思っております。

それから老朽管更新であります。本年度の率としては、大体1.1%ぐらいであります。それで昨年度、資産管理、アセットマネジメントをやりましたが、国が今、水道の耐用年数は、一応今、法定では40年となっておりますが、国ではその1.5倍までの年数でいいというようなことも言っています。それでやりますと、今、南魚沼市の老朽管というのはあまりないというような格好になっておりますので、今のところは石綿管がまだ七、八キロメートル残っておりますので、それを布設がえをしていくということを中心に進めていきたいというふうに思っております。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 この実態、最後に結びの中で指摘をされておりますが、私の言葉が適切かどうかはわかりませんが、要するに借金をして返す、そういった資金を確保すべきだということ、借金を推奨しているような感じに私はとってしまうのです。「平準化債」という非常にいい言葉に聞こえるのですけれども、そうならないうちに手立てをしなければならない、あるいはそんなことはできないのだと、これは当たり前なのだ、こういう計画なのか。そこをやはり原点に戻らないと、私は解決の方法はないのかなと。これは下水にもいえることだと——現に平準化債というやり方でやっているわけだし、水道に関してはつい最近からということですよ。

その辺は先延ばし、先延ばししていく、借金だと書きかえ、書きかえという、我々はそういう経験も散々してきたわけですからけれども。そういう事態をどう打開していくかという話がなくて、平準化債でやれと、どんどんそういった形で資金確保していけということでの監査報告ですが、この考え方に間違いがあるかどうかひとつ。まず監査委員さんのお話を聞いて、市長あるいは管理者は今後どうしていこうとしているのか、その辺をひとつお聞きします。

○議 長 代表監査委員。

○代表監査委員 今ほどのご質問でございますけれども、資本費平準化債を活用することは、それを入れなければ一般の繰入金で賄うということですので、とりあえず今、高額な当初の建設資金の借り入れの返済金がある程度目鼻がつく間は、そうやってやりくりし

ながら資金繰りをやっていくということです。結果的には繰入金を入れるか、平準化債でもって、とりあえず当面賄って行って、それを当初の建設資金の目鼻がついた時点でまた長期に切りかえるとか、そういう対策をとるということでやっていかないと、今の状態でもってすると、借入れを行わなければ一般会計のほうからまたその分に見合う分を、どんどんとつぎ込むしかないということです。ですので、当面はそういう形でもってやりくりをして、とりあえず、先ほどもお話がありましたように、40年で管路の更新とか、今の機械関係が更新時期をこれからどんどん迎えていきますので、それを延命しながら、金をかけないような方法でもって当面やりくりしていく。そして、ある程度、今、緊急水源ということで平成23年の災害を踏まえて、もしものときのためにいろいろ管路のほかにも緊急水源を確保しておりますので、今後将来的にどちらのほうにするのか。今の浄水場のほうに主体をもってそのままやるのか、あるいは緊急水源等々をセットでやるのか、それとも緊急水源にするのか。そこら辺の方向性をこれから考えてもらって、資金繰りなり、今後の返済計画を立てていただきたいというふうな考えであります。

○議 長 水道事業管理者。

○水道事業管理者 平準化債でありますけれども、平成25年度からで、この年、平成26年度で2年目になります。2年間の合計で約8億円弱、7億5,000万円ぐらいだと思いますが、そのくらいの額になっています。先ほどの説明の中で現金預金が今15億5,000万円ということをおし上げましたが、要するに現金預金が増えた大きな要因というのは、その平準化債によるものだというふうに思っております。

今の水道事業で、元金と利息の償還が年間16億で、半期の2回ですので、毎年9月に8億、3月に8億の償還が必要ですので、どうしても現金預金はそれなりの額を持っていないと水道事業が回らないという状況であります。今の状況を考えれば、今以上に資本費平準化債を増やすかどうかというのは、また今後の問題ですけれども、今まで少なくとも平成25年、26年の平準化債については必要な資金であったというふうに思っております。あくまでも水道事業は、先ほどおし上げているように、独自採算でありますので、まずは水道事業の内部で財源、これを見つけていくということが必要ではないかというようなことから、平準化債を平成25年度から利用するようにしたということでもあります。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 平準化債で今現金があるということ——要するに帳尻が合わないのを、どこまでこうしていくと大丈夫なのだと。再投資、あるいはまた将来の老朽管更新とか、あるいは施設更新とか、耐用年数がかかるわけにありますから。そうするとこの平準化債というのは、とりあえず2年だけでもいいながら、どれだけ続けていかなければならないのか。

ここで指摘してありますように、建設当時の過大な設備が原因であると、それがために償還が多い、高いのだと、そういう結論が出ているわけです。これについてどういう手当てをするかということをししないと、片や値下げだったら、下げるときは下げますよ、下げられるようになったら下げますよということになると、私は言葉だけなのではないかと。どんと下

げて、どういう計画でやるという話が私はしたいのですけれども、そういう点では、一般的な経済観念でいうとなかなかこれは大変だ。そして、減価償却費は全部こうして補填して使い果たしているわけですね。通常であれば、減価償却費というのは内部留保でしておいて、それが民間では再投資につながったり、更新につながったりしているわけです。公営企業というものは全然そういう点の備えがなくて、また次はやり直せばいいやと、こういう考え方のように私は聞こえるのです。そして足らなかつたら借金をどんどんしていけばいいと、こういうのはやはり総合的に考えなければ。私はよく昔に言ったのですけれども、過大な投資分は水道料金にかけないというぐらいの決断をしないと、ずるずるいくのではないかというふうに感じますが、そういう決断のときと思いませんか。お聞きします。

○議 長 市長。

○市 長 設備投資が過大であったということは、この決算の中で監査委員からご指摘をいただく以前から、もうそれはそうだということは認めているわけです。高い部分の中にも関わらず、これを皆さん方が全く理解して——理解していても口に出さないのか。いいですか、福祉減免、そしてこの消費税の3%増、これを全部吸収しているわけです。消費税でいうと3%で4,000万円ですよ。4,000万円超えていますから、そういう部分はどこにか今、極力やれるところはやっているということです。そして、下げる、下げない、この部分については、これは今、水道ビジョンをつくっていますから、その中できちんとした方向性は出さなければならない。そういうことを申し上げているところであります。

過大部分を全部一般会計で補填しろということは、ちょっとやっぱり乱暴だと思うのですね、乱暴であります。しかし、岡村さんの言うこともわからなくはないわけでありまして。ただ、言うは易し、行うは難しということがありまして、そう簡単に、よし、わかった。20%、30%どんと下げる、ということにはならないわけです。この水道ビジョンの中で皆さんに前から、方向性は出させていただきますということを申し上げております。平準化債も、本来であれば、こういうものは特に借りなくてやっていければ一番よかったのですけれども、ちょっとなかなかそういう状況にはなかったということでもあります。

漏水もこれは考えてみれば、ちょっと乱暴な言い方になりますけれども、もう破裂したら直すというぐらいで、変な金をかけなくてもいいのかと思っているのですよ。特にこの水を送るために大変なお金がかかっているわけではないのです。浄水するのは一緒ですし、今、1レーンしかやっていないわけですけれども、2レーンを使って、使っているうちに1レーン分を投じているなんていうのではありませんから。考えればそういうことも含めて、いろいろ状況を勘案したり、把握したり、そして将来的な部分も含めて、南魚沼市に将来、若い皆さんがこういうことが原因で住めないということにならないようにはしなければならぬということを考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっています第 81 号議案は産業建設委員会に付託します。

○議 長 日程第 7、第 82 号議案 平成 26 年度南魚沼市病院事業会計決算認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 第 82 号議案につきまして提案理由を申し上げます。まず、この病院関係事業の概況を申し上げます。ゆきぐに大和病院では、平成 27 年 11 月 1 日の市立病院群の医療再編に向け、平成 26 年度も医師・看護師等確保に努めてまいりました。平成 26 年 4 月 1 日から自治医科大学より常勤医師として腎臓内科医師 1 人を派遣いただき、採用することができました。しかしながら、計画しております常勤医数には届かず医師確保は思うに任せない状況が続いているところであります。限られた医師数の中ではありますが、地域医療の提供と充実に努めてまいったところであります。また平成 27 年 3 月には、市立病院群再編時の混乱を避けるため、電子カルテの先行導入を図り、準備を進めてまいりました。

このような医師の充足状況及び電子カルテ導入に伴います診療制限も影響いたしまして、業務量を見てもみますと、入院患者においては、内科は前年度に比べ増加いたしました。外科・整形外科は減少となり、入院患者全体では前年対比 98.4%となりました。また外来患者におきましては、診療日数が前年度に比べ 2 日少なかったこと、電子カルテ先行導入によります診療制限、そして内科常勤医師の休職も影響いたしまして、内科は前年度に比べ大幅な減少となったところであります。外来患者全体では前年度比 95.4%でありまして、入院・外来患者とも当初予定量には届きませんでした。

続いて決算の状況であります。病院事業会計の収益的収支のうち大和病院事業分は、収入が税抜き 36 億 6,324 万円、支出においては、平成 26 年度より会計基準の変更にあわせまして、現金支出を伴わない減価償却費の増加、当期以前に起因する賞与引当金、退職給付引当金、貸倒引当金も費用計上したこともありまして、42 億 1,961 万円となりまして、単年度の純損失は 5 億 5,636 万円であります。

新病院事業分につきましては、収入において、補助金を建設改良等に充てて支払うこととなる特定収入分消費税を雑収益化することによりまして、その他医業外収益として 1,025 万円を計上いたしました。支出では、新病院事業分の新市立病院建築業務の一般会計への委託及びコンサルティング業者への業務委託から生じる消費税として、1 億 3,513 万円を計上し、単年度の純損失は 1 億 2,488 万円となりました。病院事業会計全体では、単年度 6 億 8,124 万円の純損失を計上することになりました。これに前年度の繰越欠損金を加え、累積の繰越欠損金を 18 億 12 万円としたところであります。

また、資本的収支であります。大和病院事業分につきましては、税込みで収入は 4 億 4,931 万円、支出は 4 億 6,495 万円となりまして、1,564 万円の不足が生じております。新病院事業分につきましては、税込みで収入が 20 億 4,653 万円、支出は 20 億 7,903 万円となりまして、3,250 万円の不足が生じております。両事業分を合わせた不足額 4,814 万円につきましては、当年度分損益勘定留保資金等で補填をしたところであります。また、医療器械等購入

費に係る建設改良費の繰越額 7 億 9,627 万円及び継続費通次繰越額として 15 億 7,812 万円の合計 23 億 7,439 万円を翌年度へ繰り越させていただいたところであります。

概要をごく簡単に大和病院事務部長に説明させますので、ご審議いただき、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 大和病院事務部長。

○大和病院事務部長 それでは、平成 26 年度南魚沼市病院事業会計決算概要についてご説明を申し上げます。まず 1 ページ、2 ページをごらんいただきたいと思います。収益的収入及び支出で、税込みとなっています。

収入では、大和病院事業分において前年度比 100.2%の 36 億 9,604 万円の決算となりました。内容は電子カルテ先行導入による、患者制限等による患者数の減少、一般会計からの繰入金が増額等によるものです。新病院事業分においては、会計基準の変更により、新病院建設に対する県補助金について特定収入割合が一定の割合を超える場合には、補助金で支払った消費税分は還付する必要がないとされたことから、補助金を建設改良費に充てた場合の補助金部分に生じる特定収入分消費税を、雑収益化したことによる医業外収益として 1,025 万円の決算となりました。

支出では、大和病院事業分につきましては、平成 26 年度より、会計基準の変更により、現金支出を伴わない減価償却費の増加、当期以前に起因する賞与引当金、退職給付費引当金、貸倒引当金等の費用計上したことがありまして、前年度比 113.7%、42 億 3,299 万円となりました。単年度の純損失は 5 億 3,694 万円となりました。新病院事業分につきましては、新市立病院建設業務の一般会計への委託、コンサルティング業者への業務委託等から生じる消費税として 1 億 3,513 万円を計上し、単年度の純損失は 1 億 2,488 万円となりました。病院事業全体では、差し引き単年度 6 億 6,182 万円の純損失を計上することになりました。

次に 3 ページ、4 ページをごらんいただきたいと思います。資本的収入及び支出、これは税込みとなっています。収入では大和病院事業分において、電子カルテ先行導入に係る企業債の増等により 4 億 4,931 万円となり、新病院事業分において、雪による影響もあり心配されましたが、新病院建設も順調に推移し、企業債繰入金とも増となり、前年度に比べて 125.9% 増の 20 億 4,653 万円となっています。

支出では大和病院事業分においては、電子カルテ先行導入に係る建設改良費の増及び医療機器購入の企業債償還が始まったこと等により、企業債償還金が増となり、前年度に比べて大幅増の 4 億 6,495 万円の決算となりました。予算に対して不用額は 9,434 万円となっています。新病院事業分におきましては、新病院の整備委託等、建設改良費が 20 億 7,903 万円、翌年度繰越額 23 億 7,439 万円となり、予算に対する不用額は 281 万円となっています。なお、収入が支出に対して不足する額 481 万 4,000 円につきましては、当年度分損益勘定留保資金等で補填するものです。

次に 6 ページをごらんいただきたいと思います。損益計算書、これは税抜き表示となっています。医業収益は 31 億 2,174 万円、介護保険収益は 4,732 万円となり、医業費用の 37 億

5,252万円を差し引いた医業損失は、5億8,345万円となります。医業外収益は4億9,521万円、医業外費用は2億5,398万円で、経常損失は3億2,947万円となります。これに特別利益として、固定資産売却益等921万円を加え、特別損失として固定資産の売却損及び会計基準の変更による賞与引当金等のその他特別損失3億6,098万円を合算すると、当年度純損失は6億8,124万円となり、前年度繰越欠損金は11億6,423万円となっています。また、会計基準の変更によるみなし償却の廃止により、既に補助金分も含めて償却していた資産を、他のみなし償却資産の処理に合わせ、未処分利益剰余金変動額として4,535万円を計上することにより、当年度の未処理欠損金は18億12万円となりました。

次、7ページ、8ページをごらんください。剰余金計算書及び欠損金処理（案）について、平成26年度から導入された地方公営企業会計制度の改正に伴う会計基準の見直しにより作成しております。これまで資本に計上されていましたが借入資本金を負債に計上するための移行処理及び補助金等により取得した固定資産の償却制度等の見直しの移行処理を行っており、内容については記載のとおりとなっていますので、ごらんいただきたいと思っております。

次に9ページ、10ページをお願いしたいと思います。地方公営企業会計制度の改正に伴う会計基準の見直しにより作成した貸借対照表となっています。資産の部でございますが、固定資産は有形、無形の固定資産合計で、41億9,927万円となっており、明細につきましては39、40ページに明細を掲げてございますので、参考にさせていただきたいというふうに思います。流動資産は現金、預金、未収金、貯蔵品の合計で10億3,066万円となっています。

10ページ負債の部でございますが、固定負債は会計基準の見直しにより、これまで借入資本金として資本の部に計上しておりました企業債のうち、年度末残高と新たに引当金として、退職給付引当金を計上いたしました。合計で23億2,401万円となっています。流動負債は、一時借入金及びこれまで借入資本金として資本金の部に計上しておりました企業債のうち、当年度の償還元金、未払金、新たに引当金として賞与引当金等の合計で、12億8,324万円となっています。繰延収益は会計基準の見直しにより、新たに設定された項目でございますが、資産取得に係る補助金を長期前受金として収益化したもので、年度末残高7億1,523万円となっています。以上、負債合計は43億2,250万円となっています。

次に資本の部でございます。会計基準の見直しにより、資本金と借入資本金の区別がなくなることから、資本金として26億7,530万円を計上し、資本剰余金と利益剰余金の合計は、マイナス17億6,786万円となり、資本合計は9億743万円となっています。負債資本合計は52億2,993万円になりまして、資産合計と一致しております。

次に11ページのほうをごらんいただきたいと思っております。平成26年度から会計基準の見直しにより、新たに作成が義務付けられました平成26年度南魚沼市病院事業キャッシュ・フロー計算書でございます。現金の収入、支出をあらわしておりますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

次に12ページ、13ページの注記表でございます。財務諸表等の作成に当たっての注記表となっており、これに基づいて決算資料は作成しておりますので、これも後ほどごらんいた

だきたいと思います。また、15 ページから 25 ページは、平成 26 年度南魚沼市病院事業報告となっております。申しわけありませんが、これも市長のお話と重複している部分もございますので、後ほどごらんをいただければというふうに思います。以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長 本日の会議時間は、日程第 13、第 89 号議案までとしたいので、あらかじめ延長します。

○議 長 次に監査委員の監査報告を求めます。

代表監査委員。

○代表監査委員 それでは、平成 26 年度南魚沼市公営企業会計決算審査の報告を行います。

審査の対象につきましては、平成 26 年度南魚沼市病院事業会計決算でございます。審査の期間ですが、平成 27 年 6 月 12 日から平成 27 年 8 月 18 日まででございます。

審査の方法につきましては、審査は各事業会計の決算書類が関係法令に準拠して作成されているか否か、並びに各企業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するとともに、その経営の内容を分析いたしました。

審査に当たっては、決算書類と会計諸帳簿、証書類との試査、照合及び関係職員からの説明を受け、聴取して審査を実施いたしました。

審査の結果でございますが、審査に付された病院事業会計の決算書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、かつ計数は病院事業会計の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認めました。

4 ページをお願いします。病院事業会計でございますが、業務状況については、入院業務が一般病床 161 床、療養病床 38 床、外来業務は月曜日から土曜日までの週 6 日制で、それぞれ業務を行いました。

平成 26 年度末時点では、医師 18 名で、前年度末より 1 名の増であります。平成 26 年 4 月より、自治医科大学腎臓科から常勤医師 1 名の派遣を得て、透析医療体制の安定化を図ることができました。しかしながら、内科常勤医師の休職があるなど、医師の招聘が思うように任せられない状況が続いており、限られた医師数の中で、地域医療の提供と充実に努めてきたものです。

当年度の特徴的事項といたしましては、厚生労働省が全国の 10 施設に行う、「人生の最終段階における医療体制整備事業の実施病院」に選ばれ、同事業を受託したことであります。

1 年間の受託ではありますが、今後に生かし、つなげられるよう努力願いたいものです。業務量は医師の充足状況から当初予定量に届かず、入院患者、外来患者とも前年度を下回る結果となりました。

建設改良事業は、医療機器では電子カルテシステムを新規導入し、低温プラズマ滅菌システム、ビデオ内視鏡システム、眼底カメラなどの更新を行いました。また、病院周辺整備に伴い、医師住宅 4 号と院内保育園の土地、建物を売却いたしました。

新市立病院整備事業については、一般会計へ運営計画策定及び開院支援業務などはコンサ

ルディング業者へそれぞれ委託したものであります。

利用概況ですが、当年度の外来患者数は13万73人で、前年度より6,236人の減、入院患者数は5万4,829人で、前年度より913人の減となりました。病床利用率は75.5%で、前年度より1.2ポイント低下し、うち療養病棟入院患者数の病床利用率は98.0%で、前年度より0.4ポイント低下いたしました。

また、1日平均の入院患者数は150人で、前年度より3人の減、外来患者数の1日平均は461人で、前年度より19人の減となりました。

次に経営状況ですが、事業損益を見ると、事業収益36億7,351万円、事業費用43億5,475万円で、6億8,125万円の当年度純損失となりました。これに前年度繰越欠損金11億6,424万円を加え、その他未処分利益剰余金変動額4,536万円を差し引いた当年度未処理欠損金は、18億13万円であります。

医業収支は、医業収益が31億2,175万円で、前年度より7,007万円の減、介護保険収益が4,732万円で、前年度より143万円の減となりました。一方、医業費用は37億5,253万円で、前年度より1億2,143万円の増となりました。特に給与費は医師1名の増、新病院事務員4名の増及び国の要請に基づく減額措置の終了等により、前年度より5,342万円の大幅な増となりました。また、会計基準の見直しにより、減価償却費は前年度に比べ5,958万円の増額となり、その結果、医業損失は6億3,078万円となりました。

企業債の現在高は、大和病院事業では7,814万円を償還し、3億8,590万円を借り入れたことから8億5,573万円、新病院事業では12億9,790万円を借り入れたことから13億8,220万円、合わせて22億3,793万円となっております。

また、一時借入金の当年度末残高は5億円であり、運転資金の不足が恒常化しており、新病院開院までには、具体的な処理方法等検討を願いたいものです。

収益に関する比率を見ると、総費用に対する総収益の割合で、経営活動の成果をあらわす総収支比率は84.4%、前年度98.6%、経常収益と経常費用の対比により、単年度黒字の目安を示す経常収支比率は91.8%、同98.6%、病院固有の事業にかかわる医業収支比率は83.2%、同87.9%となっております。

次に資金繰りに関する比率を見ると、短期債務の支払い能力や資産の流動性を見る流動比率は80.3%、前年度は109.9%、当座資金と流動負債を対比する当座比率は77.2%、同105.4%、当座資金の調達運用が円滑であるかを示す現金預金比率は、35.6%、同32.6%となっております。

以上、むすびといたしまして、隣接する魚沼基幹病院も完成し、いよいよ魚沼地域の医療再編が始動しました。これまで圏域外の病院に頼ることが多かった急性期、救急、高度専門医療を基幹病院が担い、既存の病院は回復期、慢性期の患者受け入れとそれぞれ役割分担を明確にし、あらゆる医療に対応できる地域完結型医療に移行することになりました。ゆきぐに大和病院においても、厚生労働省の「人生の最終段階における医療体制整備事業」の実施病院に選ばれるなど、特化した事業の受託及び在宅診療を柱とした地域医療の充実により、

存在価値を高めていただきたいと思います。平成 26 年度は、医師の招聘が思うように任せない状況から、入院、外来患者数ともに減少、医業収益が前年を下回りました。また、企業会計基準の見直し等もあり、前年度との比較は難しいものでありますが、引き続き経費の削減に努めていただきたいと思います。

今後の課題といたしまして、病院事業を円滑に行うには、医師の招聘や看護師の充実が重要となってきます。また、過去の決算による繰越欠損金 18 億円及び恒常化している短期借入金 5 億円等、新市立病院開院時まで方向性を決め、繰入金に依存することなく、危機感を持って病院事業経営に当たっていただきたいと思います。

なお、詳細については、41 ページ以降に記載してありますので、ご参照願いたいと思います。以上で報告を終了させていただきます。

○議 長 質疑を行います。大綱質疑という観点から、よろしく願います。

6 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 大綱質疑ですので、数字的ではない、考え方というかそういうところを 2 点願います。先ほど来、話が出ています「人生の最終段階における医療体制整備事業」についてがまず 1 点。これは亀田総合とかそういうのを含めまして 10 か所が選ばれたということですけども、院長の 11 月以降の大和病院の運営方針からしますと、在宅医療と終末期の医療ということから、大変有効な委託の事業だったと思うのです。報告会も行われたようですけども、本当に大ざっぱでいいのですけれども、どんな内容のことをしたのかをちょっと教えていただきたいと思いますというのが 1 点。

そして、20 ページにも表があるのですけれども、11 月以降は療養病棟の入院患者——今年間扱い数が 1 万 3,594 人となっていますけれども——それがゼロになるわけですけども、これらの人につきまして周辺の医療機関と、11 月以降の受け入れの調整そういうのをやられて過ごすのか、それとも、どうぞ探してくださいということでやるのか、その辺をちょっと教えていただきたい。

○議 長 大和病院事務部長。

○大和病院事務部長 人生の最終段階の事業ですけども、これは今、国においては 2025 年問題ということで、大変な今状況になってきていまして、今後日本は、大みとり時代に入っていくだろうということになっています。その中で、どう尊厳を持って人生を終えることができるのかということの模索事業ということになっています。それぞれ認知症等の話も前段でも出てきていましたけれども、そういった状況になる前にそれぞれ自分の、例えば考えですとか、意志の持ち方ですとか、またそれをサポートする病院ですとか、地域の施設の対応、そういったものをどう整備して、どう検討していくかといった部分の事業でございます。それら院内の研修会等も含めて、1 年間取り組んだということでございます。

また、療養の患者さんの問題ですけども、おっしゃるように、実はここで 10 月末をもってうちの 38 床がなくなります。魚沼市がそのかわり 44 床の療養を立ち上げるわけですけども、これは 4 月 1 日ということになりますので、その間、若干の空白ができるということ

になります。ご存じのように、今のこの医療再編自体が、日本でも例をみない医療再編ということで、これまで基幹だった複数の病院が閉院をして、また新たな病院が立ち上がって、バトンタッチをしながら地域完結型医療を目指すということです。ですが、なかなか移行期において100%これまでの体制を維持しながら、サービスも全く落とさない中で移行できるかという、例えば今も市として暫定病院を運営する中で、何とか今、切りぬけているという状況でございます。

そういう意味では、全く影響がないかという、例えばこの療養病床につきましても、11月から3月の間、そういう意味では恐らく一般病床等も含めて対応する中で、今、大和もそういう意味では既に調整に入っているという段階でございますけれども、どうしてもそういった部分というのは出てくるということだと思います。

ただ、監査報告のまとめにもございましたように、それらの状況を経ながら、なるべく早い時期に地域完結型の皆さんから安心していただける医療体制を確立するということで、今の現場の職員も含めて全力で取り組んでいるという状況であることをご報告申し上げて、回答にさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 監査報告を聞いておまして、監査委員に1点だけお伺いいたしますが、11ページのキャッシュ・フロー計算書がありました。金融のご専門家といたしまして——この2番目、投資活動以下は結構ですが、業務活動によるキャッシュ・フローの中ほどに2億円余りのマイナスがあるわけです。あとはやはり気になるのは監査報告にもありましたけれども、5ページ、流動比率、特に当座比率、両方とも30ポイント近く低下しているわけでありまして。確かに本当に難儀をしながらやっておられることはよくわかりますし、かなり力を入れていかないと、経営としてなかなか、本当に容易ではないと思うのですが、金融のプロとしてのご意見がございましたらお聞かせ願いたいと思っております。

○議 長 代表監査委員。

○代表監査委員 今ほどのキャッシュ・フローの計算書の件ですけれども、3項目、業務活動によるキャッシュ・フローと、投資活動によるキャッシュ・フロー、それに財務活動によるキャッシュ・フローということでありまして。今ほどの11ページの表を見る限りにおいては、一時的な借入金で5億円ということで、あとは建設改良費の財源に充てる企業債の収入とかという形でありましてけれども、16億500万円という金額が出ているわけです。これについては非常に資金繰りが大変だという感じがします。

それについては先ほどもお話をしましたように、借入金なりで賄ったり、繰入金等でやりくりしているということで、これについては非常に厳しい状況が続いています。新病院立ち上げまでには、先ほどの監査報告でお話しましたが、5億円の関係、もしくは18億円からの欠損金等もひっくるめて、新病院の分と大和病院の分、どれとどれを新病院が引き継ぐのか、どれとどれを大和病院が引き継ぐのか、そこら辺をきちんとした形で会計のほうも分けないと、あくまでも、いつまでも大和病院のほうにそれが残るようでは困ります。ですので、

そこら辺の方向性も病院が開院した時点で、ある程度きちんとした方向で会計の操作のほうもきちんとしてもらわないと、次年度のほうが今度ごっちゃになるんだろうという形になりますので、そこら辺のところも今回指摘をさせていただきます。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっています第 82 号議案は、社会厚生委員会に付託します。

○議 長 休憩といたします。休憩後の再開は 5 時 15 分といたします。

〔午後 5 時 01 分〕

○議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

〔午後 5 時 15 分〕

○議 長 日程第 8、第 84 号議案 平成 27 年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。本案について、提案理由を求めます。

市長。

○市 長 第 84 号議案につきまして提案理由を申し上げます。今回の補正の主な内容といたしまして、歳入で税率据え置き方針に基づく国民健康保険税額の本算定結果によります減額、平成 26 年度決算の確定に伴います前年度繰越金の増額、国保団体連合会で積立金の一部を各保険者に返還する決定があったことから、雑入を増額するものであります。

歳出では、被保険者数の減少に伴う療養給付費の減額、後期高齢者支援金及び介護納付金について額が確定したことによります当初予算との差額調整、前年度収納した国県負担金・交付金の精算差額を返還するための返還金の増額であります。

これによりまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 503 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 65 億 296 万 9,000 円としたいものであります。詳細につきまして、市民生活部長に説明させますので、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、詳細について説明をさせていただきます。予算書の事項別明細書で説明をさせていただきます。8、9 ページをお願いいたします。歳入の 1 款 1 項国民健康保険税、一般保険者分を 1 億 50 万円減、退職非保険者分を 110 万円増額、合計で 9,940 万円減額いたします。保険税率は据え置きといたしました。6 月に本算定した結果、大幅な減となったものです。原因といたしましては、被保険者のうち、年金事務所の調査、指導もあり、社会保険へ移動した方が多く、想定以上に被保険者数が減少したこと、それから比較的所得額の多い方が社会保険に移ったこと、それから農業所得の落ち込みによる、このようなことが主な原因だというふうに考えております。その次のところにつきましては、ほとんどが前年度精算差額、あるいは歳出のほうで給付費を減額したことによる減というふうになっております。

10、11 ページをお願いいたします。12 款 4 項 5 目雑入、国保連積立金精算返還金 3,965 万

円ですが、こちらにつきましては、国保連合会において、診療報酬審査支払業務手数料の余剰分を積み立てていたものですが、各保険者に案分により本年度特別に割り戻すとの決定がありましたので、皆増とするものです。

12、13 ページをお願いいたします。歳出、2 款 1 項 1 目一般被保険者療養給付費 7,000 万円の減、こちらにつきましては、被保険者数の減によるものです。2 目の退職被保険者等療養給付費 1,900 万円の増は、保険料本算定の結果、被保険者数が当初見込みよりも多いことが判明しましたので、これについては増額をさせていただきます。そのほかにつきましては、5 目については被保険者数の減に伴う減額、そのほかの科目につきましても、ほとんど額の確定通知があったもの、あるいは今の被保険者数の減による歳出の減に伴うものであります。

14、15 ページになります、11 款 1 項 3 目償還金、説明欄の負担金、交付金それぞれ平成 26 年度の実績額と受領済額の差額について返還をするものです。

16、17 ページになります。12 款予備費。歳入歳出の差額について、予備費のほうで調整をさせていただきました。

1 ページに戻っていただきまして、歳入歳出予算の補正、歳入歳出予算総額からそれぞれ 503 万 1,000 円を減額し、予算総額を 65 億 296 万 9,000 円としたいものです。以上で説明を終了いたします。

○議 長 質疑を行います。16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 まず 8 ページの 1 款ですけれども、被保険者数の減少ということに関連してであります。平成 27 年度、子どもの短期証でありますよね、28 人で 1 人増えているという状況でありました。そうすると、どのような内容で相談に来られたのか。親の失業であったり、いろいろな部分がありますけれども、ちょっとこの辺が懸念をしますところがあります。プライバシーにさわらない程度であれば、状況を説明していただきたい。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 特別にこの方が 1 人増になったということではなくて、年間で動きがありますので、そちらのほうの調整をした結果 1 人増ということで、特別にどの方がということではできておりません。

○議 長 16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 親の事情でこういうふうに入収入が減ってきたので、という相談が増えてきているというわけではないということですね。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 特にそのようには考えておりません。

○議 長 17 番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 同じく 8 ページ、9 ページですが、指導によって、社会保険のほうに移動があったというふうに、今、説明がありましたが、実際はこの 607 人ですかこれのうち、どの程度の数が移動になったのか。大変好ましいことだと思っておりますので、数字がわかりましたらお願いします。

○議 長 市民課長。

○市民課長 はっきりとした統計はとれないものなのですけれども、おおむね、担当しました窓口の職員に聞きましたところ、40人から50人ぐらいは平成26年度で移動があったというふうに考えられております。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 関連であります。今と全く同じ部分でありますけれども、40人から50人、現役世代の一番払ってくれている人たちがいなくなるというのは、国保にとってみれば切ない部分かと思えます。財政的には厳しい部分かと思うのです。これによって、制度が違ってくるわけですが、今まで例えば本人によるトラブルとか、会社とかそういうトラブルとかが起きているという話もちょっと聞いていますけれども、そういうのはないのかどうか。そういう部分をちょっと掌握していたらお聞かせいただきたいと思えます。

今後、社会保険庁はどのような——またもっと強固にやっていくのか。それによっては、かなり国保に関しても、みるとますます厳しくなってくる状況も考えられますけれども、その点、情報がありましたらお聞かせいただきたいと思えます。

○議 長 市民課長。

○市民課長 まず、トラブルの点でありますけれども、今現在がこれから切り変わるといふのであれば、大して問題は起きないのでありますけれども、2年、3年さかのぼって社保に国保から移動するという場合もございます。こうなりますと、その間にお医者さんにかかっていますと、うちが国保から支給した療養給付費等を一旦返してもらって、社保のほうにまた請求をし直すという手続になってしまいます。その金額によりけりですが、入院等をしていきますとこれは膨大な金額になるわけであります。

保険者間調整という方法で、今できる方法もできておりますけれども、中には一旦会社のほうが立てかえるというような手続をとらざるを得ないという方もいらっしゃいます。実際にいらっしゃいました。

そういう点で、なるべく被保険者の方——被保険者の方は全く自分には非がないわけでありまして、会社さんの都合の話でしかないわけですので、その点、被保険者さんに不利益の及ばないように、私どもも会社のほうとも相談をしながら事務を進めているところであります。

必ずしも、全てトラブルなしで終わったということではないように思いますけれども、全くそれができなかったとか、非常に困ったというような最終的に解決がつかなかったという事例は、私はないと思っております。

年金事務所の動きですけれども、はっきりとした情報は我々にも伝えられておりません。ただ、平成26年度で終わりですかと聞いたら、いや、まだこれから建設業関係についても指導を進めたいというお話がありまして、平成27年度においてもやはり動きはあるのだろうと思っております。ただ、今のところ社保に切りかわったということで、窓口にとどしどし来るという状況は私は見ておりませんので、これからあるのかなというふうには考えております。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 84 号議案 平成 27 年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 84 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 9、第 85 号議案 平成 27 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 第 85 号議案につきまして提案理由を申し上げます。今回の補正は、平成 26 年度決算確定に伴い、歳入では繰越金 797 万円の増額、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金に前年度保険料の精算分 846 万円を増額し、差額について予備費を 49 万円減額するものであります。

これによりまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 797 万 1,000 円を追加し、それぞれの総額を 4 億 9,497 万 1,000 円としたいものであります。よろしくご審議の上、決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 85 号議案 平成 27 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 85 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 10、第 86 号議案 平成 27 年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 第 86 号議案につきまして提案理由を申し上げます。この会計も、補正分につきましては平成 26 年度決算に基づき、繰越金等を計上するものであります。

内容といたしまして、歳入では、前年度繰越金 9,250 万円のほか、過年度分精算額 1,000 万円、低所得者保険料軽減繰入金 457 万円を計上しております。

歳出では、介護給付費準備基金に 5,357 万円を積み立てるほか、平成 26 年度事業精算額に基づく国庫支出金等過年度分返還金 5,364 万円を計上したものであります。

これによりまして、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 1 億 975 万 2,000 円を追加し、その総額をそれぞれ 62 億 8,375 万 2,000 円としたいものであります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 86 号議案 平成 27 年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 86 号議案は、原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 11、第 87 号議案 平成 27 年度南魚沼市城内診療所特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 第 87 号議案につきまして提案理由を申し上げます。今回の補正は歳入では平成 26 年度決算に伴う繰越金を追加し、歳出では諸支出金に一般会計繰出金として歳入で追加いたしました繰越金と同額を計上するものであります。

これによりまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1,578 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 1 億 7,058 万 2,000 円としたいものであります。一般会計のほうでも申し上げましたが、この 1,578 万円を一般会計に繰り戻すということでもありますので、よろしくお願

いたします。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 87 号議案 平成 27 年度南魚沼市内診療所特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 87 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 12、第 88 号議案 平成 27 年度南魚沼市下水道特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 第 88 号議案につきまして提案理由を申し上げます。今回の補正は石打地区の一部を下水道整備区域から浄化槽整備区域に変更したことによりまして、10 人槽を超える大型浄化槽の設置申し込みがあったことと、今後の浄化槽の設置予定による事業費の不足が見込まれることから、歳出の浄化槽事業費を 1,000 万円追加し、その財源として歳入で市債を 720 万円、一般会計繰入金で 280 万円を計上するものであります。

また、前年度繰越金の確定によりまして、歳入の繰越金、歳出の一般会計繰出金にそれぞれ 7,369 万円を追加いたしました。

これによりまして、歳入歳出予算の総額に 8,369 万円を追加し、予算総額を 56 億 9,669 万円としたいものであります。

また、債務負担行為の補正につきましては、下水道特別会計を公営企業会計へ移行するための準備として、資産の調査・整理及び関係条例等の整備を行うための移行支援業務を平成 27 年度から平成 30 年度までの 4 か年間の委託業務として行うため、限度額 4,000 万円の債務負担行為を追加補正したいものであります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 先ほどの債務負担行為の、公営企業会計移行支援業務、平成 27 年から 30 年まで、4,000 万円限度ということですがけれども、こういうようなのが恐らく全国で、先進

地でもあると思うのです。どういうコンサルタントで、こういうふうな内容でしているのだというところがあればちょっと説明願いたいと思います。どういうコンサルタントになるのかというところが。

○議 長 企業部長。

○企業部長 下水道の公営企業会計の移行の業者ということで、何社か私どものほうに、自分のところでできます、というふうに言ってきている業者があります。私どもも実際にやったことがありませんので、どこまでのことができるのかちょっとわかりませんが、もう既に魚沼市さんが企業会計になっておりますので、そこらに話を聞いた上で、どういうふうな業者を選定するのが一番いいのかというようなことを踏まえた上で、決定をしていきたいというふうに考えております。

なかなか事業量が本当にもう膨大でありますので、相当しっかりした業者を選定しないと、もう資産台帳ができないことには全く始まりませんので、そこが一番重要だというふうに思っております。しっかりと業者のほうを見定めたいというふうに思っております。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 うちの市の場合には公共のほかに、農集を公共へという分も含めてありますので、魚沼市さんとは非常に違った部分もありますよね。そういうところがあるので、きっちりした業者を選ぶについても時間がかかるとは思いますけれども、きっちりとした審査をしていただきたい。終わります。

○議 長 3番・田村眞一君。

○田村眞一君 ただいま市長が説明もされたのですが、石打のどういった地域なのかをもう少し詳しく説明してほしいし、その辺の理由ですね。もう少し詳しい説明を聞かせてほしいのですが。

○議 長 企業部長。

○企業部長 市長の説明の中で、石打地区の一部をというふうなお話がありましたが、一部というのは石打のハツカ石地区であります。そこで浄化槽の設置の申し込みがございまして、民宿だったか、レストランだったかを経営している人からの設置申し込みです。実際には10人槽を超えるというふうになってはいますが、30人槽ぐらいのものが必要だということで、事業費が相当大きくなりますので、今回補正をするということになります。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 88 号議案 平成 27 年度南魚沼市下水道特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 88 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 13、第 89 号議案 平成 27 年南魚沼市病院事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 第 89 号議案につきまして提案理由を申し上げます。今回の補正は、収益的収支では、大和病院事業の収入で、他会計補助金とその他医業外収益を追加補正、支出では、経費及び資産減耗費を増額補正であります。

また、市民病院事業の収入では、他会計補助金と固定資産売却益を追加補正し、支出では、給与費及び経費を増額補正するものであります。

資本的収支の中では、後ほど申し上げます。まず、収益的収入では大和病院事業の医業外収益において、他会計補助金に 5,336 万円、その他医業外収益に 330 万円を追加し、合計で 5,666 万円を追加するものであります。市民病院事業の医業外収益において、他会計補助金に 6,270 万円、特別利益において固定資産売却益を 1,467 万円追加し、合計で 7,737 万円を追加したいものであります。

収益的支出であります。大和病院医業費用で、経費に 5,463 万円、資産減耗費に 4,000 万円を追加して、合計で 9,463 万円を追加補正したいものであります。市民病院事業の医業費用には、給与費に 595 万円追加、経費に 5,675 万円を追加し、合計で 6,270 万円を追加補正するものであります。

次に、大和病院事業における資本的収入、この企業債であります。当初建物除却に係る企業債を予定しておりましたが、企業債に該当しないことが判明したことなどで、合わせて 1,090 万円を減額するものであります。資本的支出では、大和病院の改修工事に係る建設工事費に 6,913 万円を新規に計上するものであります。

市民病院事業における資本的収入の企業債では、病院総合情報システム構築の追加分等により 2 億 8,500 万円、これに伴う特例債分として他会計繰入金を 9,500 万円、さらに固定資産売却益として 33 万円を計上いたしまして、合計で 3 億 8,033 万円を追加補正したいものであります。

資本的支出では、医療器械等購入に病院総合情報システム追加構築分として 2 億 8,000 万円を増額補正したいものであります。

これによりまして、収益的収入及び支出において、収入で大和病院事業収益の既決予定額に 5,666 万 3,000 円追加、総額を 32 億 5,670 万 5,000 円、市民病院事業収益の既決予定額に 7,737 万円を追加し、総額をそれぞれ 13 億 9,578 万 1,000 円に改めたい、また、支出では、大和病院事業費用の既決予定額に 9,463 万 6,000 円を追加し、総額を 30 億 6,739 万 1,000 円に改め、市民病院事業費用の既決予定額に 6,270 万円を追加して、総額をそれぞれ 15 億 7,042

万 5,000 円としたいものであります。

資本的収入及び支出におきまして、大和病院事業の資本的収入の既決予定額を 1,090 万円減額し、総額を 1 億 6,883 万 5,000 円、大和病院事業資本的支出の既決予定額に 6,913 万 1,000 円を追加し、総額をそれぞれ 2 億 352 万 5,000 円に改め、また、市民病院事業の資本的収入の既決予定額に 3 億 8,033 万円を追加し、総額を 29 億 8,602 万 1,000 円に、資本的支出に 2 億 8,000 万円を追加し、総額をそれぞれ 29 億 8,634 万 9,000 円としたいものであります。

今、私が申し上げましたことで、足らざる部分を大和病院事務部長に説明させますので、よろしく審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 大和病院事務部長。

○大和病院事務部長 それでは、詳細についてご説明を申し上げます。まず 1 ページ、第 1 条は総則でございます。第 2 条の収益的収入及び支出の補正、第 3 条の資本的収入及び支出の補正につきましては、実施計画明細書によりご説明申し上げたいと思います。

10 ページ、11 ページをごらんいただきたいと思います。まず、収益的収支でございます。収入では 1 款 3 項 2 目 1 節の一般会計補助金に 5,336 万円を増額計上し、5 目 2 節その他医業外収益に、仮設駐車場貸付収入として 330 万円を追加計上、総額で 5,666 万円を増額計上いたしました。

続いて 2 款市民病院事業収益 3 項 2 目 1 節一般会計補助金に 6,270 万円を増額計上し、4 項特別利益 1 目 1 節固定資産売却益に、国道 17 号六日町バイパスの物件補償料として 1,467 万円を追加計上し、総額で 7,737 万円を増額計上いたしました。

12 ページ、13 ページを次にごらんいただきたいと思います。支出でございます。1 款大和病院事業費用の 1 項 3 目 11 節修繕費には、医療再編に伴い、これまでの大和病院の医療ガス設備の撤去費用等に係る施設設備等修繕費として 3,986 万円、13 節の賃借料に仮設駐車場用地の借り上げ料として 381 万円、16 節委託料に病院施設用地の売却のために必要となります土壌汚染調査の委託として 1,095 万円をそれぞれ追加計上し、5 目の資産減耗費 2 節固定資産除却費に、八色園建物等の建物撤去に、当初予算に不足する除却経費としまして 4,000 万円を増額計上、総額で 9,463 万円を増額計上いたしました。

続いて 2 款の市民病院事業費用でございます。1 項 1 目給与費には、市民病院の開設準備のために 8 月 1 日付で人事異動を行いまして、増員となった職員分として、1 節の給料 291 万円、2 節の手当て 130 万円、6 節の法定福利費に 126 万円、それぞれ増額し、4 節の賃金には非常勤職員分として 48 万円を増額計上させていただきました。また、3 目経費でございますが、開院準備に係る費用ということで、5 節の消耗品 50 万円、6 節の消耗備品これが 205 万円、それから 7 節光熱水費には、電気料、上下水道料として 800 万円、8 節の燃料費には灯油代ということで 265 万円を増額計上いたしましたし、10 節印刷製本費には、パンフレット等の印刷代ということで 65 万円、13 節賃借料には託児所等の借り上げとして 100 万円、それから 15 節通信運搬費には、県立六日町病院のカルテを今度は市民病院のほうで借り受けるということで、カルテの運搬費ということで 150 万円、それから、16 節の委託料につ

きましては、六日町病院の患者データ、これらのデータ移行の委託料、それから移設機器の使用前点検委託料ということで4,040万円それぞれ増額いたしまして、総額で6,270万円を増額計上させていただきました。

次に14ページ、15ページ資本的収支でございます。まず資本的収支、収入の部でございます。1款の大和病院事業資本的収入におきましては、1項1目1節企業債には、再編に伴う病院整備工事分ということで6,910万円を追加、それから当初予算に計上していた建物取り壊しに係る建物除却債については、これがちょっと企業債に該当しないということが判明しましたので、全額減額ということでさせていただいて、合わせて1,090万円の減額ということでございます。

続いて2款の市民病院事業の資本的収入でございます。1項1目1節企業債でございます。病院の総合情報システム追加構築分と、外構工事の整備工事分に係る企業債ということで2億8,500万円を追加計上させていただいています。それから2項繰入金1目他会計繰入金1節の一般会計繰入金でございますが、病院総合情報システム追加構築分と外構工事に係る特例債分ということで9,500万円を追加計上させていただき、3項1目1節の固定資産売却代金には17号線バイパスの物件補償料、これの簿価分といたしまして33万円を新規に計上いたしまして、総額で3億8,033万円増額計上いたしました。

次に支出でございますが、1款の大和病院事業資本的支出でございます。1項1目5節工事請負費でございますが、院内の改修整備工事分ということで6,643万円、6節の委託料ということで、院内改修整備に係る設計監理委託料、これが270万円ということで新規計上をさせていただき、総額で6,913万円の増額計上とさせていただきます。

続いて2款市民病院事業資本的支出でございます。1項3目1節医療器械等購入費でございます。病院の総合情報システムの部門システム等、機能追加の必要が生じたことから、追加構築に係る費用といたしまして2億8,000万円を増額計上いたしました。戻っていただきたいと思っております。2ページのほうをごらんいただきたいというふうに思います。第4条でございます。企業債の補正です。企業債の増額に伴いまして、限度額を2億7,410万円増額し、22億1,160万円に改めたいものでございます。

次に3ページをごらんいただきたいと思っております。第5条の一時借入金の補正でございます。企業債による支払充当が間に合わない医療器械等の購入費支払いに充てるため、一時借入金限度額を16億円増額し、29億円に改めたいものでございます。続きまして第6条議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正でございます。給与費を増額したことから、職員給与費の既決予定額に595万円を増額し、25億9,852万円に改めたいものでございます。第7条はたな卸資産購入限度額の補正でございます。燃料費を増額したことから、これを265万円増額し、6億1,652万円に改めたいものでございます。

次に8ページ、9ページをごらんいただきたいと思っております。会計制度の変更により義務付けられました平成27年度の南魚沼市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書の補正でございます。記載のとおりとなっておりますので、申しわけありませんが、ごらんいただきたいと

いうふうに思います。説明は以上で終わらせていただきます。

○議 長 質疑を行います。4番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 1点お願いいたします。12ページ、13ページの医業費用の中で、土壤汚染調査委託料というのが1,000万円ほどあがっています。これは病院とかの跡地を処分したときに、ある程度決められた調査をしなければならないというようなことを伺っていますが、1,000万円という金額というのがすごく高額なように感じています。そしてまた、予想される汚染の頻度が実際にあるのか。もし、これの中で何か悪い物質とかが検出された場合とかが、当然出てくるような気がします。そういう場合に対しての考えとかはどうかされているのかちょっと聞きたいと思います。

○議 長 大和病院事務部長。

○大和病院事務部長 これにつきましては、議員がおっしゃるとおり、病院等につきましては指定薬剤等をこれまで使用していた経緯がございますので、その配管といいますか、排水等を含めて通っていた土地につきましては、取り壊し、売却等をする場合には、今ここに指定してございます汚染調査が義務付けられております。

実は健友館の部分のほうのときにも、基幹病院との間の渡り廊下、あれの建築の関係で一遍調査はしてございますが、汚染等はございませんでした。ただ万が一、例えば配管にひびが入ったりということで汚染物質が漏れいしている可能性がございますので、これは法律で定められた調査ということで実施はしなければいけない。専門的な調査になりますので、高額ですが、これくらいの経費がかかるということでございます。

万が一、検出された場合ですけれども、万が一、検出されますと、実はこれも基準に基づきまして、いって、その土地を撤去して、埋め戻すといいますかそれらの費用額等も発生してきますので、実はまた一定程度の経費がかかってくるということでございますけれども、今のところ、事前にやった調査部分についても、そういったことがございませんので、何とか大丈夫なのかなというふうに考えているところでございます。以上です。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 まず、12、13ページの経費、六日町病院カルテ運搬料並びにデータ移行委託料についてですけれども、引っ越しについては確かコンサルを入れてあったわけですね。それで、今ごろこういう項目がのってくるというのは、コンサルが見落としていたのかどうかという部分でありますけれども、ちょっとお聞きをしたい。

それから14、15ページでありますけれども、収入のところ、外構工事分ということで2口に分けて約1億でありますけれども、これは支出のほうには見えてこないということになると、外構工事を含めて、確か建築については業者と契約を結んだわけでありました。なので、そこら辺が、これはどういうふうな支出をするつもりなのか。今まで工事した部分で足りなかったものが出たのかというところをお聞きをしたい。

もう1点は医療機器ですね。結局、医療機器全体でいくと2億8,000万円増額になったということです。そうすると、この部分も、ひょっとして忘れていたのではないかという部分

もあるわけです。こういうのも引っ越しについて、当然コンサルが入っていたわけでありませうけれども、そういうコンサルの意見が実はなかったのか。あるいは現場からこういうふうな医療機器を入れてもらいたいという要望があつて、これをやったのか、という3点お伺いしたい。

○議 長 大和病院事務部長。

○大和病院事務部長 まず、通信運搬費の患者カルテの運搬料の関係でございます。これにつきましては、県立六日町病院のカルテということで、当初は県立六日町病院、新病院は保存場所等もないものでございまして、今の暫定病院のカルテ、それを5か月分引き継ぐということで運用する計画でございました。ただ、医師のほうからそれだけでは万が一のときに不十分だということで、過去1年間、平成26年度に六日町病院で実際に診療を受けた患者さんの外来カルテ、これについては1年間保存する必要があるということになりました。

ただ、六日町病院につきましては、10月をもって県のほうに返済をするということで、それ以降あそこに置きますと、県の建物自体の維持管理料が発生するというので、これがまた膨大な金額になるものですから、急遽、大和病院にその1年分のカルテを移管して、1年間保存をして対応するということになりました。

これにつきましては、ここへきて急な対応ということで、当初計画から入ってございませんでしたので、ここでここにございますように、その運搬経費150万円ということで計上させていただいたものでございます。

それから、外構整備でございますけれども、先ほど申し上げましたように、収入のところの補正で建物除却の関係8,000万円が収入のほう、記載が減額になってございます。これにつきましては、当初単費ということで予定をしていましたが、外構工事分についても起債が可能ということで、ここで起債計上をさせていただいたということでございます。

それから、医療機器の関係でございますけれども、これにつきましては、当初、実は電子カルテも含めてシステムの移行について、当初計画のもとに進めてまいりました。電子カルテも平成26年度で先行導入をして、順調な移行に向けて進めてきたわけですが、それらの中で、例えば表示サーバーの関係ですとか、予定をしていたその電子カルテのシステムのバージョンの内容ですと、例えば待ち時間のトラブルとかそういった解消のために、表示モニター、音声モニターですとか音声の呼び出し機能、これらの追加がどうしても必要だろうということで、これらを追加させていただきました。

あとはハードウェアの関係につきましては、実はシステム当初見込んでいたパソコンの台数ですとか、高精細モニターの台数、それらが実は実際に運用してみますとかなり不足をしていると。やはり台数が十分ないと現場で十分な機能が果たせないということで、これらのかなりの実は増加をせざるを得なかったということ。

それから、統合ビューアーといいますか、これまで当初電子カルテと分離をして保存する予定でした画像システムの関係、これらが医療を進める中でどうしてもやはり電子カルテとの一体運用が必要だということになりまして、スキャンシステムを導入、それからスキャンシ

システム後の電カルとのひもづけの関係、これらはどうしても対応する必要があるということがまた明らかになってきました。

それから、維持システムの精算システム等につきましても先行稼働では大分台数を絞っていたのですが、それでは新病院の対応も含めてちょっと不足をします。あと、大和病院については設置をしないで何とかやりたいという予定でしたが、これについてもやはり必要だろうというようなことがここで必要になりまして、かなり額的には多いのですが、それらを何とか対応していくためには、ここに上げさせていただいたような補正が必要になったという経過でございます。よろしく申し上げます。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 非常に大和病院から新病院に移行ということで、いろいろなお金の動き、物の動きがあるわけです。そうすると医療対策等でもって、資料も説明をされたわけでありまして。けれども、ここへきていろいろな部分がまた出てきたということであれば、きちんとした書きものをちょっと書いていただいて、特別委員会もありますので、そこで報告をしていただくという形をとっていただきたいと思います。

ただ、外構工事については建築一般で53億ほどの契約をしたわけでありましてけれども、その中から増額をするというのではなくて、資金繰りとして単費で考えた分が足りないので、起債をするというふうにしたのだというふうに理解をしていいわけですね。

○議 長 医療対策室長。

○医療対策室長 今の外構の部分でございますが、当初単費でしておったのですが、県の市町村課の理財のほうに、起債の申請にほかにも全部を含めて行ったときに、当然でございますが、起債対象になれば4割弱の交付税措置があるわけでございます。もし、考えるのであればそちらのほうの方が有利ではないかというご指導を受けまして、ここで財源を組み替えたということでございます。以上でございます。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 2点お願いいたします。1点目、3ページになりますが、一時借入金の補正。16億円からの一時借入金、どういう手法で、どういう何ていいますか、借入先も含めて、また昨今の状態だとどの程度の条件でこの融資が行われるのか聞かせてください。

あと1点ですが、15ページの企業債の件であります。建物除却8,000万円、これが除却が該当しなかったと。これはどういうもくろみの違いがあったのかということですが、以上2点です。

○議 長 大和病院事務部長。

○大和病院事務部長 まず最初、一借りのほうでございますけれども、この一借りにつきましても、市民病院、新病院の医療機器、それから土地の購入、これらに起債等で16億円ということで充てるということでございますが、起債の借り入れ時期が支払時期よりも遅いという部分がございます、事前に一借りでお支払いをして、その後、起債借入後に起債で返却をするということで、利率につきましても、起債に比べて一借りのほうがずっと安くなっ

ていますので、起債を早期に繰り上げて借り入れるよりはそちらが有利だということで、こういう対応をさせていただくものであります。

それから除却費のほうの起債でございますけれども、実はこの除却も含めてに当たりまして、土地等の売却の購入益が入るものですから、基本的にはその購入代金をまずそこに充てるということで、そういったものがある場合はその分についての起債は認められないというのがどうもルールのごとでございます。そこが当初わかりませんで、購入費については別の工事に充てるということで財源を組んでいたものですから、それが今度は逆にそこにその購入費を充てるという形になりますので、財源の組み替えをさせていただいたという形になっています。よろしく申し上げます。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 89 号議案 平成 27 年度南魚沼市病院事業会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 89 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。

○議 長 次の本会議は 9 月 7 日月曜日午前 9 時 30 分当議事堂で開きます。

大変ご苦労さまでした。

〔午後 6 時 07 分〕